

第2回 北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会（10月27日開催）以降の修正箇所一覧表

資料3

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯
1	1ページ 1-1 背景と目的	<p>本市は、合併前の旧町村時代に、それぞれ行政サービスの展開による芸術・文化やスポーツの振興、また、地域の特性を活かした産業・観光振興などのために整備した多様な公共施設の現状と課題を市民の皆様幅広く知っていただくため、平成26年3月に「北杜市公共施設マネジメント白書」を作成しました。</p> <p>一方、国では平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故の発生を契機として、インフラの老朽化が急速に進展する状況を踏まえ、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定めるとともに、平成26年4月に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下、「指針」という。）を公表し、地方公共団体が所有する全ての公共施設等の現状を把握し、総合的かつ計画的な管理を推進するために必要な基本方針や管理方法等を盛り込んだ「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。</p> <p>このような状況を踏まえ、本市では平成29年3月に、「北杜市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定するとともに、総合管理計画に掲げる目標を具現化するため、公共施設の最適配置を推進する上での取組手法や留意事項等を定めた「北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針」を策定し、公共施設マネジメントを推進してきました。</p> <p>その後、令和3年1月には、国から公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項に関する通知があったことを受け、本市では令和4年3月に総合管理計画を改訂しました。</p> <p>本計画は、総合管理計画の改訂を受けて、新たに掲げた目標を具現化するため、これまでの「北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針」の内容を見直し、新たに施設の複合化等を推進する最適配置方針及び最適配置方針において今後も継続的に長期利用する施設については、改修や更新（建替え）等を計画的に実施することで、改修・更新等費用を削減・平準化し、効率的・効果的な維持管理を図るための保全計画を策定し、これらを一体化することで公共施設マネジメントを一層推進することを目的とするものです。</p>	<p>本市では、合併前の旧町村時代に、それぞれ行政サービスの展開による芸術・文化やスポーツの振興、また、地域の特性を活かした産業・観光振興などに<u>寄与する多様な公共施設を整備してきました。</u></p> <p><u>こうして整備された公共施設は、今後、一斉に老朽化が進み、更新の時期を迎えますが、一方で、人口減少、少子高齢化による税収入の減少や社会保障関連経費の増大等に伴う厳しい財政状況、施設の利用需要の変化による将来的な余剰施設の発生などが見込まれています。</u></p> <p><u>このような状況を踏まえ、本市の公共施設マネジメントの効率的かつ効果的な推進を図るため、平成26年3月に本市が保有する公共施設の管理運営状況や利用状況、更新等に要する将来費用の試算をまとめた「北杜市公共施設マネジメント白書」を作成しました。</u></p> <p><u>その後、平成29年3月（令和4年3月改訂）に、将来の公共施設等の総合的な管理・運営方針を示す「北杜市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）及び、公共施設の最適配置を推進する上での取組手法や留意事項等を定めた「北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針」を策定しました。</u></p> <p><u>この「北杜市公共施設個別施設計画」（以下、「本計画」という。）は、持続可能で魅力あるまちづくりに向け、総合管理計画で掲げた目標の具現化を図るため、公共施設の最適配置と財政状況を考慮した対策費用の平準化を進めていくにあたり、基本方針や個別施設の方向性、年次計画を定めることを目的とするものであり、今後は、本計画に基づき、市民サービスの質や利便性の向上を目指す中で取組を推進していくこととします。</u></p>	<p>10/27第2回委員会意見「P1の5段落目は、6行にも及ぶ1文となっている。非常に重要な部分だが、色々と伝えたいことを一つの文章にしているため、難解で分かりにくい。簡潔に伝わるように工夫していただきたい。また、「本計画」とあるが、多くの計画名が出てくるので、それぞれの計画のことか分かりやすいように記載していただきたい。」への対応。</p>
2	2ページ 1-2 計画の位置付け	<p>本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」で掲げられている個別施設計画として位置づけられるものであり、本市においては、総合管理計画を推進するため「個別施設における具体的な検討時期や今後の方向性を示す計画」として位置づけます。</p>	<p>本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」で掲げられている個別施設計画として位置づけられるものであり、本市においては、総合管理計画で掲げる目標や方針、数値目標の実現を図るため、「個別施設における具体的な検討時期や今後の方向性を示す計画」として位置付けます。</p>	
3	2ページ 1-2 計画の位置付け 図1-1本計画の位置付け	<p>図1-1 本計画の位置付け</p> <p>この図は、北杜市総合計画の下支えとして新・行政改革大綱と北杜市公共施設等総合管理計画が示されている。総合管理計画は、インフラ（普通会計：道路、橋りょう、トンネル、企業会計：上水道、下水道）と公共施設（行政系施設、市民文化系施設、スポーツ施設、子育て支援施設、学校教育施設、等）の2つの柱で構成されている。公共施設の下には、北杜市舗装長寿命化修繕計画、北杜市橋梁長寿命化修繕計画、北杜市トンネル・カルバート長寿命化修繕計画、北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント等、北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画等がリストアップされている。また、行政系施設の下には、北杜市公共施設個別施設計画、北杜市小学校施設中長期保全化計画、北杜市中学校施設中長期保全化計画、北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画等が示されている。</p>	<p>図中における「北杜市公共施設個別施設計画」の表記を修正</p> <p>図1-1 本計画の位置付け</p> <p>この図は、旧図と同様の構成であるが、公共施設の下に示されている「北杜市公共施設個別施設計画」の表記が修正されている。また、図中の色使いも変更されている。</p>	<p>10/27第2回委員会意見「P2の本計画の位置付け、図1-1に「北杜市公共施設個別施設計画」が赤字で示されており、小学校、中学校、住宅の個別計画等と同列であるが、北杜市公共施設個別施設計画とそれ以外の計画とは、位置付けが異なり上位になる感覚であるため、ご検討いただきたい。」への対応</p>
4	3ページ 1-3 計画期間	<p>計画期間は、総合管理計画の最終年度に合わせ、令和6年度から令和33年度までとします。</p> <p>しかし、今後の施設のあり方に関する具体計画を長期の視点で策定することは、不確定な事項も存在し、明確な方向性を示すことが困難な施設が発生することも懸念されます。</p> <p>そのため本計画では、計画期間を第1期～第3期に分割して、期間ごとに施設の方向性を検討します。また、期末に進捗状況を検証し、次期計画内容の見直しを行うこととします。</p>	<p>計画期間は、総合管理計画の最終年度に合わせ、<u>令和33（2051）</u>年度までとします。</p> <p>しかし、今後の施設の<u>方向性</u>に関する具体計画を長期の視点で策定することは、不確定な事項も存在し、明確な方向性を示すことが困難な施設が発生することも懸念されます。</p> <p>そのため、本計画では、計画期間を第1期から第3期に分割して、期別ごとに個別施設の方向性を<u>示すと同時に、各期末の最終年度に進捗状況を検証し、次期計画内容の見直しを行います。</u></p>	
5	3ページ 1-4 計画の策定体制	<p>本計画の策定にあたっては、公共施設の最適配置に関する事項及び改修・更新等の維持管理に関する事項などについて施設の各部門を横断的に検討する場として、市長を本部長、副市長と教育長を副本部長とする「北杜市公共施設等総合管理計画推進本部」（以下、「推進本部」という。）を設置し、庁内の合意形成を図っています。</p> <p>また、推進本部での検討・協議結果について、市民・学識経験者等から意見を求める場として、「北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会での検討内容を計画に反映しています。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、公共施設の最適配置に関する事項及び改修・更新等の維持管理に関する事項などについて、<u>全庁横断的な推進体制を構築するため、</u>市長を本部長、副市長と教育長を副本部長とする「北杜市公共施設等総合管理計画推進本部」（以下、「推進本部」という。）を設置し、庁内の合意形成を図っています。</p> <p>また、推進本部での検討・協議結果について、市民・学識経験者等から意見を<u>聴取するために、</u>「北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、委員会での検討内容を計画に反映しています。</p>	

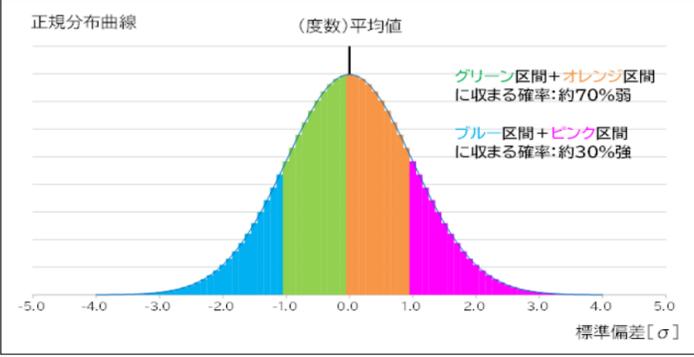
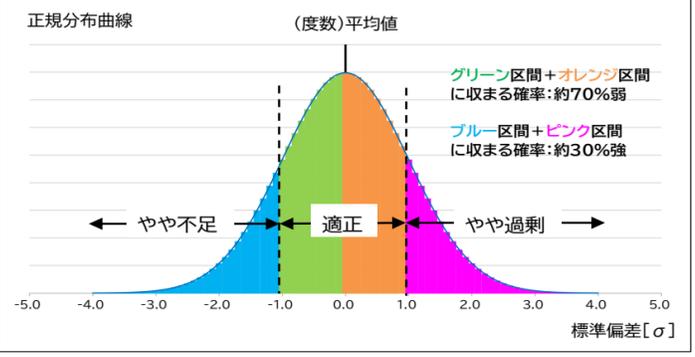
NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
6	4ページ 1-5 対象施設	本計画の策定にあたり、基準となる施設総量を精査した結果、令和5年3月末現在の施設総量は、409,623.61㎡となっており、対象施設一覧は次のとおりです。 なお、道路、橋りょう、上水道及び下水道等のインフラに付随する建築物については、本計画の対象から除きます。	<u>このため</u> 、基準となる施設総量を精査した結果、令和5年3月末時点の施設総量は、409,623.61㎡となっており、対象施設一覧は次のとおりです。 なお、道路、橋りょう、上水道及び下水道等のインフラに位置付けられる建築物等については、本計画の対象から除き、 <u>別途、施設所管課で策定した個別施設計画等に基づくものとします。</u>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7	4ページ 1-5 対象施設 表 1-2 対象施設一覧(大分類)	<p>表1-1 対象施設一覧(大分類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>施設数(施設)</th> <th>棟数(棟)</th> <th>延床面積(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>行政系施設</td><td>11</td><td>37</td><td>22,802.16</td></tr> <tr><td>市民文化系施設</td><td>14</td><td>16</td><td>21,193.19</td></tr> <tr><td>社会教育系施設</td><td>22</td><td>42</td><td>16,140.54</td></tr> <tr><td>スポーツ施設</td><td>46</td><td>63</td><td>29,188.76</td></tr> <tr><td>産業系施設</td><td>82</td><td>198</td><td>69,371.01</td></tr> <tr><td>子育て支援施設</td><td>38</td><td>48</td><td>19,622.87</td></tr> <tr><td>学校教育施設</td><td>26</td><td>182</td><td>105,745.16</td></tr> <tr><td>保健・福祉施設</td><td>17</td><td>21</td><td>10,747.81</td></tr> <tr><td>医療施設</td><td>4</td><td>7</td><td>18,561.20</td></tr> <tr><td>市営住宅</td><td>49</td><td>228</td><td>88,053.46</td></tr> <tr><td>供給処理施設</td><td>1</td><td>3</td><td>1,531.07</td></tr> <tr><td>その他</td><td>51</td><td>56</td><td>6,666.38</td></tr> <tr><td>合計</td><td>361</td><td>901</td><td>409,623.61</td></tr> </tbody> </table>	大分類	施設数(施設)	棟数(棟)	延床面積(m)	行政系施設	11	37	22,802.16	市民文化系施設	14	16	21,193.19	社会教育系施設	22	42	16,140.54	スポーツ施設	46	63	29,188.76	産業系施設	82	198	69,371.01	子育て支援施設	38	48	19,622.87	学校教育施設	26	182	105,745.16	保健・福祉施設	17	21	10,747.81	医療施設	4	7	18,561.20	市営住宅	49	228	88,053.46	供給処理施設	1	3	1,531.07	その他	51	56	6,666.38	合計	361	901	409,623.61	<p>表1-2 対象施設一覧(大分類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>施設数(施設)</th> <th>棟数(棟)</th> <th>延床面積(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>行政系施設</td><td>11</td><td>37</td><td>22,802.16</td></tr> <tr><td>市民文化系施設</td><td>14</td><td>16</td><td>21,193.19</td></tr> <tr><td>社会教育系施設</td><td>23</td><td>42</td><td>16,140.54</td></tr> <tr><td>スポーツ施設</td><td>46</td><td>63</td><td>29,188.76</td></tr> <tr><td>産業系施設</td><td>82</td><td>198</td><td>69,371.01</td></tr> <tr><td>子育て支援施設</td><td>38</td><td>48</td><td>19,622.87</td></tr> <tr><td>学校教育施設</td><td>26</td><td>182</td><td>105,745.16</td></tr> <tr><td>保健・福祉施設</td><td>17</td><td>21</td><td>10,747.81</td></tr> <tr><td>医療施設</td><td>4</td><td>7</td><td>18,561.20</td></tr> <tr><td>市営住宅</td><td>49</td><td>228</td><td>88,053.46</td></tr> <tr><td>供給処理施設</td><td>1</td><td>3</td><td>1,531.07</td></tr> <tr><td>その他</td><td>51</td><td>56</td><td>6,666.38</td></tr> <tr><td>合計</td><td>362</td><td>901</td><td>409,623.61</td></tr> </tbody> </table>	大分類	施設数(施設)	棟数(棟)	延床面積(m)	行政系施設	11	37	22,802.16	市民文化系施設	14	16	21,193.19	社会教育系施設	23	42	16,140.54	スポーツ施設	46	63	29,188.76	産業系施設	82	198	69,371.01	子育て支援施設	38	48	19,622.87	学校教育施設	26	182	105,745.16	保健・福祉施設	17	21	10,747.81	医療施設	4	7	18,561.20	市営住宅	49	228	88,053.46	供給処理施設	1	3	1,531.07	その他	51	56	6,666.38	合計	362	901	409,623.61	<p>図中の「社会教育系施設」の施設数を「22」⇒「23」に修正。これに伴い、合計も「361」⇒「362」に修正。</p> <p>当初、「大泉収蔵庫」は「埋蔵文化財センター」の施設内の1棟として算定していたが、別施設であることが判明したため、1施設増加となった。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
大分類	施設数(施設)	棟数(棟)	延床面積(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
行政系施設	11	37	22,802.16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
市民文化系施設	14	16	21,193.19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
社会教育系施設	22	42	16,140.54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
スポーツ施設	46	63	29,188.76																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
産業系施設	82	198	69,371.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
子育て支援施設	38	48	19,622.87																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
学校教育施設	26	182	105,745.16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
保健・福祉施設	17	21	10,747.81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
医療施設	4	7	18,561.20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
市営住宅	49	228	88,053.46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
供給処理施設	1	3	1,531.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他	51	56	6,666.38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	361	901	409,623.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大分類	施設数(施設)	棟数(棟)	延床面積(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
行政系施設	11	37	22,802.16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
市民文化系施設	14	16	21,193.19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
社会教育系施設	23	42	16,140.54																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
スポーツ施設	46	63	29,188.76																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
産業系施設	82	198	69,371.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
子育て支援施設	38	48	19,622.87																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
学校教育施設	26	182	105,745.16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
保健・福祉施設	17	21	10,747.81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
医療施設	4	7	18,561.20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
市営住宅	49	228	88,053.46																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
供給処理施設	1	3	1,531.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他	51	56	6,666.38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
合計	362	901	409,623.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8	5ページ 1-5 対象施設 表 1-3 対象施設一覧(中分類)	<p>表1-2 対象施設一覧(中分類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>施設数(施設)</th> <th>棟数(棟)</th> <th>延床面積(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>行政系施設</td><td>庁舎等</td><td>10</td><td>36</td><td>22,380.93</td></tr> <tr><td></td><td>その他行政系施設</td><td>1</td><td>1</td><td>421.23</td></tr> <tr><td>市民文化系施設</td><td>文化施設</td><td>3</td><td>3</td><td>8,113.99</td></tr> <tr><td></td><td>集会施設</td><td>11</td><td>13</td><td>13,079.20</td></tr> <tr><td>社会教育系施設</td><td>図書館</td><td>8</td><td>8</td><td>4,257.80</td></tr> <tr><td></td><td>資料館等</td><td>10</td><td>23</td><td>8,652.60</td></tr> <tr><td></td><td>収蔵庫</td><td>4</td><td>11</td><td>3,230.14</td></tr> <tr><td>スポーツ施設</td><td>プール</td><td>1</td><td>1</td><td>726.60</td></tr> <tr><td></td><td>体育館</td><td>9</td><td>12</td><td>17,951.93</td></tr> <tr><td></td><td>弓道場</td><td>2</td><td>2</td><td>166.00</td></tr> <tr><td></td><td>武道場</td><td>3</td><td>5</td><td>1,464.38</td></tr> <tr><td></td><td>屋内ゲートボール場</td><td>10</td><td>10</td><td>6,180.40</td></tr> <tr><td></td><td>グラウンド・管理施設等</td><td>21</td><td>33</td><td>2,699.45</td></tr> <tr><td>産業系施設</td><td>観光農林体験</td><td>26</td><td>65</td><td>17,063.96</td></tr> <tr><td></td><td>宿泊施設</td><td>8</td><td>33</td><td>10,166.59</td></tr> <tr><td></td><td>山小屋</td><td>3</td><td>8</td><td>698.00</td></tr> <tr><td></td><td>観光案内所</td><td>6</td><td>6</td><td>494.85</td></tr> <tr><td></td><td>直売所施設</td><td>5</td><td>8</td><td>1,149.01</td></tr> <tr><td></td><td>道の駅</td><td>4</td><td>6</td><td>3,430.61</td></tr> <tr><td></td><td>生産・加工等施設</td><td>18</td><td>50</td><td>19,871.72</td></tr> <tr><td></td><td>温泉施設</td><td>10</td><td>20</td><td>16,178.99</td></tr> <tr><td></td><td>サテライト施設</td><td>2</td><td>2</td><td>317.28</td></tr> <tr><td>子育て支援施設</td><td>児童館</td><td>4</td><td>4</td><td>619.73</td></tr> <tr><td></td><td>放課後児童クラブ</td><td>14</td><td>14</td><td>2,278.92</td></tr> <tr><td></td><td>子育て支援センター</td><td>6</td><td>6</td><td>1,295.58</td></tr> <tr><td></td><td>保育園・こども園</td><td>14</td><td>24</td><td>15,428.64</td></tr> <tr><td>学校教育施設</td><td>小学校</td><td>9</td><td>91</td><td>45,970.00</td></tr> <tr><td></td><td>中学校</td><td>9</td><td>73</td><td>50,260.00</td></tr> <tr><td></td><td>高等学校</td><td>1</td><td>9</td><td>6,049.00</td></tr> <tr><td></td><td>教育支援センター</td><td>1</td><td>1</td><td>147.61</td></tr> <tr><td></td><td>教職員住宅</td><td>2</td><td>4</td><td>471.00</td></tr> <tr><td></td><td>学校給食センター</td><td>4</td><td>4</td><td>2,847.55</td></tr> <tr><td>保健・福祉施設</td><td>デイサービスセンター</td><td>5</td><td>5</td><td>4,323.57</td></tr> <tr><td></td><td>介護予防拠点施設</td><td>6</td><td>8</td><td>1,362.11</td></tr> <tr><td></td><td>介護老人保健施設</td><td>1</td><td>1</td><td>3,375.28</td></tr> <tr><td></td><td>訪問看護施設</td><td>2</td><td>2</td><td>122.00</td></tr> <tr><td></td><td>障がい福祉施設</td><td>2</td><td>2</td><td>666.23</td></tr> <tr><td></td><td>保健施設</td><td>1</td><td>3</td><td>898.62</td></tr> <tr><td>医療施設</td><td>病院</td><td>2</td><td>4</td><td>17,063.58</td></tr> <tr><td></td><td>診療所</td><td>2</td><td>3</td><td>1,497.62</td></tr> <tr><td>市営住宅</td><td>市営住宅</td><td>44</td><td>220</td><td>79,508.49</td></tr> <tr><td></td><td>就業促進住宅</td><td>2</td><td>5</td><td>3,697.50</td></tr> <tr><td></td><td>子育て支援住宅</td><td>3</td><td>3</td><td>4,847.47</td></tr> <tr><td>供給処理施設</td><td>供給処理施設</td><td>1</td><td>3</td><td>1,531.07</td></tr> <tr><td>その他</td><td>その他</td><td>12</td><td>17</td><td>4,194.95</td></tr> <tr><td></td><td>駐車場</td><td>30</td><td>30</td><td>168.49</td></tr> <tr><td></td><td>地域集会施設</td><td>9</td><td>9</td><td>2,302.94</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>361</td><td>901</td><td>409,623.61</td></tr> </tbody> </table>	大分類	中分類	施設数(施設)	棟数(棟)	延床面積(m)	行政系施設	庁舎等	10	36	22,380.93		その他行政系施設	1	1	421.23	市民文化系施設	文化施設	3	3	8,113.99		集会施設	11	13	13,079.20	社会教育系施設	図書館	8	8	4,257.80		資料館等	10	23	8,652.60		収蔵庫	4	11	3,230.14	スポーツ施設	プール	1	1	726.60		体育館	9	12	17,951.93		弓道場	2	2	166.00		武道場	3	5	1,464.38		屋内ゲートボール場	10	10	6,180.40		グラウンド・管理施設等	21	33	2,699.45	産業系施設	観光農林体験	26	65	17,063.96		宿泊施設	8	33	10,166.59		山小屋	3	8	698.00		観光案内所	6	6	494.85		直売所施設	5	8	1,149.01		道の駅	4	6	3,430.61		生産・加工等施設	18	50	19,871.72		温泉施設	10	20	16,178.99		サテライト施設	2	2	317.28	子育て支援施設	児童館	4	4	619.73		放課後児童クラブ	14	14	2,278.92		子育て支援センター	6	6	1,295.58		保育園・こども園	14	24	15,428.64	学校教育施設	小学校	9	91	45,970.00		中学校	9	73	50,260.00		高等学校	1	9	6,049.00		教育支援センター	1	1	147.61		教職員住宅	2	4	471.00		学校給食センター	4	4	2,847.55	保健・福祉施設	デイサービスセンター	5	5	4,323.57		介護予防拠点施設	6	8	1,362.11		介護老人保健施設	1	1	3,375.28		訪問看護施設	2	2	122.00		障がい福祉施設	2	2	666.23		保健施設	1	3	898.62	医療施設	病院	2	4	17,063.58		診療所	2	3	1,497.62	市営住宅	市営住宅	44	220	79,508.49		就業促進住宅	2	5	3,697.50		子育て支援住宅	3	3	4,847.47	供給処理施設	供給処理施設	1	3	1,531.07	その他	その他	12	17	4,194.95		駐車場	30	30	168.49		地域集会施設	9	9	2,302.94	合計		361	901	409,623.61	<p>表1-3 対象施設一覧(中分類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>施設数(施設)</th> <th>棟数(棟)</th> <th>延床面積(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>行政系施設</td><td>庁舎等</td><td>10</td><td>36</td><td>22,380.93</td></tr> <tr><td></td><td>その他行政系施設</td><td>1</td><td>1</td><td>421.23</td></tr> <tr><td>市民文化系施設</td><td>文化施設</td><td>3</td><td>3</td><td>8,113.99</td></tr> <tr><td></td><td>集会施設</td><td>11</td><td>13</td><td>13,079.20</td></tr> <tr><td>社会教育系施設</td><td>図書館</td><td>8</td><td>8</td><td>4,257.80</td></tr> <tr><td></td><td>資料館等</td><td>10</td><td>23</td><td>8,652.60</td></tr> <tr><td></td><td>収蔵庫</td><td>5</td><td>11</td><td>3,230.14</td></tr> <tr><td>スポーツ施設</td><td>プール</td><td>1</td><td>1</td><td>726.60</td></tr> <tr><td></td><td>体育館</td><td>9</td><td>12</td><td>17,951.93</td></tr> <tr><td></td><td>弓道場</td><td>2</td><td>2</td><td>166.00</td></tr> <tr><td></td><td>武道場</td><td>3</td><td>5</td><td>1,464.38</td></tr> <tr><td></td><td>屋内ゲートボール場</td><td>10</td><td>10</td><td>6,180.40</td></tr> <tr><td></td><td>グラウンド・管理施設等</td><td>21</td><td>33</td><td>2,699.45</td></tr> <tr><td>産業系施設</td><td>観光農林体験</td><td>26</td><td>65</td><td>17,063.96</td></tr> <tr><td></td><td>宿泊施設</td><td>8</td><td>33</td><td>10,166.59</td></tr> <tr><td></td><td>山小屋</td><td>3</td><td>8</td><td>698.00</td></tr> <tr><td></td><td>観光案内所</td><td>6</td><td>6</td><td>494.85</td></tr> <tr><td></td><td>直売所施設</td><td>5</td><td>8</td><td>1,149.01</td></tr> <tr><td></td><td>道の駅</td><td>4</td><td>6</td><td>3,430.61</td></tr> <tr><td></td><td>生産・加工等施設</td><td>18</td><td>50</td><td>19,871.72</td></tr> <tr><td></td><td>温泉施設</td><td>10</td><td>20</td><td>16,178.99</td></tr> <tr><td></td><td>サテライト施設</td><td>2</td><td>2</td><td>317.28</td></tr> <tr><td>子育て支援施設</td><td>児童館</td><td>4</td><td>4</td><td>619.73</td></tr> <tr><td></td><td>放課後児童クラブ</td><td>14</td><td>14</td><td>2,278.92</td></tr> <tr><td></td><td>子育て支援センター</td><td>6</td><td>6</td><td>1,295.58</td></tr> <tr><td></td><td>保育園・こども園</td><td>14</td><td>24</td><td>15,428.64</td></tr> <tr><td>学校教育施設</td><td>小学校</td><td>9</td><td>91</td><td>45,970.00</td></tr> <tr><td></td><td>中学校</td><td>9</td><td>73</td><td>50,260.00</td></tr> <tr><td></td><td>高等学校</td><td>1</td><td>9</td><td>6,049.00</td></tr> <tr><td></td><td>教育支援センター</td><td>1</td><td>1</td><td>147.61</td></tr> <tr><td></td><td>教職員住宅</td><td>2</td><td>4</td><td>471.00</td></tr> <tr><td></td><td>学校給食センター</td><td>4</td><td>4</td><td>2,847.55</td></tr> <tr><td>保健・福祉施設</td><td>デイサービスセンター</td><td>5</td><td>5</td><td>4,323.57</td></tr> <tr><td></td><td>介護予防拠点施設</td><td>6</td><td>8</td><td>1,362.11</td></tr> <tr><td></td><td>介護老人保健施設</td><td>1</td><td>1</td><td>3,375.28</td></tr> <tr><td></td><td>訪問看護施設</td><td>2</td><td>2</td><td>122.00</td></tr> <tr><td></td><td>障がい福祉施設</td><td>2</td><td>2</td><td>666.23</td></tr> <tr><td></td><td>保健施設</td><td>1</td><td>3</td><td>898.62</td></tr> <tr><td>医療施設</td><td>病院</td><td>2</td><td>4</td><td>17,063.58</td></tr> <tr><td></td><td>診療所</td><td>2</td><td>3</td><td>1,497.62</td></tr> <tr><td>市営住宅</td><td>市営住宅</td><td>44</td><td>220</td><td>79,508.49</td></tr> <tr><td></td><td>就業促進住宅</td><td>2</td><td>5</td><td>3,697.50</td></tr> <tr><td></td><td>子育て支援住宅</td><td>3</td><td>3</td><td>4,847.47</td></tr> <tr><td>供給処理施設</td><td>供給処理施設</td><td>1</td><td>3</td><td>1,531.07</td></tr> <tr><td>その他</td><td>その他</td><td>12</td><td>17</td><td>4,194.95</td></tr> <tr><td></td><td>駐車場</td><td>30</td><td>30</td><td>168.49</td></tr> <tr><td></td><td>地域集会施設</td><td>9</td><td>9</td><td>2,302.94</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>362</td><td>901</td><td>409,623.61</td></tr> </tbody> </table>	大分類	中分類	施設数(施設)	棟数(棟)	延床面積(m)	行政系施設	庁舎等	10	36	22,380.93		その他行政系施設	1	1	421.23	市民文化系施設	文化施設	3	3	8,113.99		集会施設	11	13	13,079.20	社会教育系施設	図書館	8	8	4,257.80		資料館等	10	23	8,652.60		収蔵庫	5	11	3,230.14	スポーツ施設	プール	1	1	726.60		体育館	9	12	17,951.93		弓道場	2	2	166.00		武道場	3	5	1,464.38		屋内ゲートボール場	10	10	6,180.40		グラウンド・管理施設等	21	33	2,699.45	産業系施設	観光農林体験	26	65	17,063.96		宿泊施設	8	33	10,166.59		山小屋	3	8	698.00		観光案内所	6	6	494.85		直売所施設	5	8	1,149.01		道の駅	4	6	3,430.61		生産・加工等施設	18	50	19,871.72		温泉施設	10	20	16,178.99		サテライト施設	2	2	317.28	子育て支援施設	児童館	4	4	619.73		放課後児童クラブ	14	14	2,278.92		子育て支援センター	6	6	1,295.58		保育園・こども園	14	24	15,428.64	学校教育施設	小学校	9	91	45,970.00		中学校	9	73	50,260.00		高等学校	1	9	6,049.00		教育支援センター	1	1	147.61		教職員住宅	2	4	471.00		学校給食センター	4	4	2,847.55	保健・福祉施設	デイサービスセンター	5	5	4,323.57		介護予防拠点施設	6	8	1,362.11		介護老人保健施設	1	1	3,375.28		訪問看護施設	2	2	122.00		障がい福祉施設	2	2	666.23		保健施設	1	3	898.62	医療施設	病院	2	4	17,063.58		診療所	2	3	1,497.62	市営住宅	市営住宅	44	220	79,508.49		就業促進住宅	2	5	3,697.50		子育て支援住宅	3	3	4,847.47	供給処理施設	供給処理施設	1	3	1,531.07	その他	その他	12	17	4,194.95		駐車場	30	30	168.49		地域集会施設	9	9	2,302.94	合計		362	901	409,623.61	<p>図中の「収蔵庫」の施設数を「4」⇒「5」に修正。これに伴い、合計も「361」⇒「362」に修正。 (あわせて、以降の「361」の標記は「362」に修正)</p> <p>同上</p>
大分類	中分類	施設数(施設)	棟数(棟)	延床面積(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
行政系施設	庁舎等	10	36	22,380.93																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他行政系施設	1	1	421.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
市民文化系施設	文化施設	3	3	8,113.99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	集会施設	11	13	13,079.20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
社会教育系施設	図書館	8	8	4,257.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	資料館等	10	23	8,652.60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	収蔵庫	4	11	3,230.14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
スポーツ施設	プール	1	1	726.60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	体育館	9	12	17,951.93																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	弓道場	2	2	166.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	武道場	3	5	1,464.38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	屋内ゲートボール場	10	10	6,180.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	グラウンド・管理施設等	21	33	2,699.45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
産業系施設	観光農林体験	26	65	17,063.96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	宿泊施設	8	33	10,166.59																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	山小屋	3	8	698.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	観光案内所	6	6	494.85																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	直売所施設	5	8	1,149.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	道の駅	4	6	3,430.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	生産・加工等施設	18	50	19,871.72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	温泉施設	10	20	16,178.99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	サテライト施設	2	2	317.28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
子育て支援施設	児童館	4	4	619.73																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	放課後児童クラブ	14	14	2,278.92																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	子育て支援センター	6	6	1,295.58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	保育園・こども園	14	24	15,428.64																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
学校教育施設	小学校	9	91	45,970.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	中学校	9	73	50,260.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	高等学校	1	9	6,049.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	教育支援センター	1	1	147.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	教職員住宅	2	4	471.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	学校給食センター	4	4	2,847.55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
保健・福祉施設	デイサービスセンター	5	5	4,323.57																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	介護予防拠点施設	6	8	1,362.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	介護老人保健施設	1	1	3,375.28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	訪問看護施設	2	2	122.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	障がい福祉施設	2	2	666.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	保健施設	1	3	898.62																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
医療施設	病院	2	4	17,063.58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	診療所	2	3	1,497.62																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
市営住宅	市営住宅	44	220	79,508.49																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	就業促進住宅	2	5	3,697.50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	子育て支援住宅	3	3	4,847.47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
供給処理施設	供給処理施設	1	3	1,531.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
その他	その他	12	17	4,194.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	駐車場	30	30	168.49																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	地域集会施設	9	9	2,302.94																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
合計		361	901	409,623.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
大分類	中分類	施設数(施設)	棟数(棟)	延床面積(m)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
行政系施設	庁舎等	10	36	22,380.93																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他行政系施設	1	1	421.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
市民文化系施設	文化施設	3	3	8,113.99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	集会施設	11	13	13,079.20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
社会教育系施設	図書館	8	8	4,257.80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	資料館等	10	23	8,652.60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	収蔵庫	5	11	3,230.14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
スポーツ施設	プール	1	1	726.60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	体育館	9	12	17,951.93																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	弓道場	2	2	166.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	武道場	3	5	1,464.38																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	屋内ゲートボール場	10	10	6,180.40																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	グラウンド・管理施設等	21	33	2,699.45																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
産業系施設	観光農林体験	26	65	17,063.96																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	宿泊施設	8	33	10,166.59																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	山小屋	3	8	698.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	観光案内所	6	6	494.85																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	直売所施設	5	8	1,149.01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	道の駅	4	6	3,430.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	生産・加工等施設	18	50	19,871.72																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	温泉施設	10	20	16,178.99																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	サテライト施設	2	2	317.28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
子育て支援施設	児童館	4	4	619.73																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	放課後児童クラブ	14	14	2,278.92																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	子育て支援センター	6	6	1,295.58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	保育園・こども園	14	24	15,428.64																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
学校教育施設	小学校	9	91	45,970.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	中学校	9	73	50,260.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	高等学校	1	9	6,049.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	教育支援センター	1	1	147.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	教職員住宅	2	4	471.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	学校給食センター	4	4	2,847.55																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
保健・福祉施設	デイサービスセンター	5	5	4,323.57																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	介護予防拠点施設	6	8	1,362.11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	介護老人保健施設	1	1	3,375.28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	訪問看護施設	2	2	122.00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	障がい福祉施設	2	2	666.23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	保健施設	1	3	898.62																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
医療施設	病院	2	4	17,063.58																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	診療所	2	3	1,497.62																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
市営住宅	市営住宅	44	220	79,508.49																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	就業促進住宅	2	5	3,697.50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	子育て支援住宅	3	3	4,847.47																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
供給処理施設	供給処理施設	1	3	1,531.07																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
その他	その他	12	17	4,194.95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	駐車場	30	30	168.49																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	地域集会施設	9	9	2,302.94																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
合計		362	901	409,623.61																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																																							
9	7ページ (2) 人口減少や人口構成の変化に伴うニーズの変化	本市の人口は、平成18年の50,138人以降減少が続き、令和3年4月1日時点では46,463人にまで減少しています。今後もこの傾向は継続する見通しで、北杜市人口ビジョンによると、約40年後の令和42年には約30,000人と、現在の65%程度にまで減少することが見込まれています。 (省略) 併せて、合併前の旧8町村がそれぞれの行政規模に応じて独自に整備を進めてきた施設を全て新市に引き継いでいることから、約4.5万人の人口を抱える1市で捉えると重複して配置される施設が多数存在し、中には合併前の規模は不要となった施設も生じています。加えて、本市の特性を反映した施設(観光施設や農林施設等)も多く保有しており、これらは各地区に万遍なく配置されていますが、こうした公共施設については今後の在り方を検討していく必要があります。	本市の人口は、平成18年の50,138人以降減少が続き、 <u>令和5年4月1日時点では45,715人</u> にまで減少しています。今後もこの傾向は継続する見通しで、北杜市人口ビジョンによると、令和42年には約30,000人と、現在(令和5年4月1日時点)の65%程度にまで減少することが見込まれています。 (省略) 併せて、合併前の旧8町村がそれぞれの行政規模に応じて独自に整備を進めてきた施設を全て新市に引き継いでいることから、約4.5万人の人口を抱える1市で捉えると重複して配置される施設が多数存在して <u>います。加えて</u> 、本市の特性を反映した施設(観光施設や農林施設等)も多く保有しており、これらは各地区に万遍なく配置されていますが、こうした公共施設については今後の在り方を検討していく必要があります。	本市人口の時点修正																																																							
10	8ページ (3) 財政的制約の強まり	少子高齢化や人口減少の進行に伴って、将来的に税収の減少や扶助費等の支出の増加が見込まれることを勘案すると、公共施設等の新設や更新等に必要な資金額を大幅に増加させることは現実的ではないと考えられます。 一方で、現在保有している全ての公共施設を今後も維持し続け、同規模で改修・更新していくと仮定した場合、計画期間の30年間に必要となる更新費用は、総額で1,111.5億円、1年当たりで換算すると37.0億円が必要と推計されています。 (省略) また、新・行政改革大綱(令和3年度～7年度)では、将来の財政見通しと行財政改革は相互に深く関連していることから、普通会計の実質単年度収支の推移と見通しの状況を明らかにしており、財政上の余裕をあらわす「実質単年度収支※」がどのように推移していくかを示しています。	少子高齢化や人口減少の進行に伴って、将来的に税収の減少や扶助費等の支出の増加が見込まれることを勘案すると、公共施設等の新設や更新等に必要 <u>となる費用</u> を大幅に増加させることは現実的ではないと考えられます。 一方で、現在、保有している全ての公共施設を今後も維持し続け、同規模で改修・更新していくと仮定した場合、 <u>総合管理計画では</u> 計画期間の30年間に必要となる更新費用 <u>として</u> 、総額で1,111.5億円、1年当たりで換算すると37.0億円が必要と推計されています。 (省略) また、新・行政改革大綱(令和3年度～7年度)では、 <u>本市の</u> 将来の財政見通しとして、普通会計の実質単年度収支の推移と見通しの状況を明らかにしており、財政上の余裕をあらわす「実質単年度収支」の推移を示しています。 <u>(図2-3)</u>																																																								
11	9ページ 2-2 個別施設の状態等 (1) 劣化状況調査 ① 調査の目的と主な調査項目	本市では平成30年度に公共施設の劣化の状況を把握するための調査を実施し、その状態を踏まえ必要な修繕等を実施してきたところです。 本計画を策定するにあたっては、劣化状況調査から約4年が経過していることから、改めて公共施設の劣化の進行状況を把握し、その状態等を踏まえた計画とすることが重要であるとの認識の下、「北杜市公共施設劣化状況調査マニュアル」に基づき、次表に示す項目について、目視による劣化状況調査を令和4年7月から8月において実施しています。	本市では、平成30年度に公共施設の劣化状況を把握するための調査を実施し、その状態を踏まえる <u>中で、必要となる修繕等を実施しています。</u> <u>しかし、平成30年度の</u> 調査から約4年が経過していることから、改めて <u>施設の劣化の進行状況を把握した上で、現在の状態等を反映した</u> 計画とすることが必要であると判断し、「北杜市公共施設劣化状況調査マニュアル」に基づき、次表に示す項目について、目視による劣化状況調査を令和4年7月から8月において実施 <u>しました。</u>																																																								
12	10ページ 2-2 個別施設の状態等 (2) 劣化度評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">良好</td> <td colspan="2">劣化</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>状態</td> <td>概ね良好</td> <td colspan="2">劣化している</td> <td>早急に対応する必要がある</td> </tr> <tr> <td>範囲</td> <td>全体に該当の状態がない</td> <td>評価対象の過半に満たないが、該当の状態がある(部分的)</td> <td>評価対象の過半に該当の状態がある(広範囲)</td> <td>一部でも該当の状態がある</td> </tr> </table> <p><基準となる各状態></p> <table border="1"> <tr> <td>評価対象</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>外壁(塗り仕上げ)</td> <td>概ね良好 【引用】</td> <td>水の侵入を示す膨れやひび割れ等の発生 塗膜の剥れ 【引用】 ひび割れ(錆汁の発生) 【引用】</td> <td>剥離の可能性または発生 【引用】</td> <td>早急に対応する必要がある 【引用】</td> </tr> </table>		良好		劣化		評価	A	B	C	D	状態	概ね良好	劣化している		早急に対応する必要がある	範囲	全体に該当の状態がない	評価対象の過半に満たないが、該当の状態がある(部分的)	評価対象の過半に該当の状態がある(広範囲)	一部でも該当の状態がある	評価対象	A	B	C	D	外壁(塗り仕上げ)	概ね良好 【引用】 	水の侵入を示す膨れやひび割れ等の発生 塗膜の剥れ 【引用】  ひび割れ(錆汁の発生) 【引用】 	剥離の可能性または発生 【引用】 	早急に対応する必要がある 【引用】 	<p>【屋根・屋上、外壁の劣化度評価基準】の図を修正</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">良好</td> <td colspan="2">劣化</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>状態</td> <td>概ね良好</td> <td colspan="2">劣化している</td> <td>早急に対応する必要がある</td> </tr> <tr> <td>範囲</td> <td>全体に該当の状態がない</td> <td>評価対象の過半に満たないが、該当の状態がある(部分的)</td> <td>評価対象の過半に該当の状態がある(広範囲)</td> <td>危険な箇所が一部(1箇所)でも該当の状態がある</td> </tr> <tr> <td>外壁の例</td> <td>概ね良好 </td> <td>水の侵入を示す白華現象や錆汁の発生 </td> <td>剥離の可能性または発生 </td> <td>早急に対応する必要がある 危険な箇所が一部(1箇所)でも該当の状態がある </td> </tr> </table>		良好		劣化		評価	A	B	C	D	状態	概ね良好	劣化している		早急に対応する必要がある	範囲	全体に該当の状態がない	評価対象の過半に満たないが、該当の状態がある(部分的)	評価対象の過半に該当の状態がある(広範囲)	危険な箇所が一部(1箇所)でも該当の状態がある	外壁の例	概ね良好 	水の侵入を示す白華現象や錆汁の発生 	剥離の可能性または発生 	早急に対応する必要がある 危険な箇所が一部(1箇所)でも該当の状態がある 	
	良好		劣化																																																								
評価	A	B	C	D																																																							
状態	概ね良好	劣化している		早急に対応する必要がある																																																							
範囲	全体に該当の状態がない	評価対象の過半に満たないが、該当の状態がある(部分的)	評価対象の過半に該当の状態がある(広範囲)	一部でも該当の状態がある																																																							
評価対象	A	B	C	D																																																							
外壁(塗り仕上げ)	概ね良好 【引用】 	水の侵入を示す膨れやひび割れ等の発生 塗膜の剥れ 【引用】  ひび割れ(錆汁の発生) 【引用】 	剥離の可能性または発生 【引用】 	早急に対応する必要がある 【引用】 																																																							
	良好		劣化																																																								
評価	A	B	C	D																																																							
状態	概ね良好	劣化している		早急に対応する必要がある																																																							
範囲	全体に該当の状態がない	評価対象の過半に満たないが、該当の状態がある(部分的)	評価対象の過半に該当の状態がある(広範囲)	危険な箇所が一部(1箇所)でも該当の状態がある																																																							
外壁の例	概ね良好 	水の侵入を示す白華現象や錆汁の発生 	剥離の可能性または発生 	早急に対応する必要がある 危険な箇所が一部(1箇所)でも該当の状態がある 																																																							
13	12ページ 2-2 個別施設の状態等 (3) 劣化度評価の結果 ① 総合劣化度評価点の結果と経過年の関係	○対象施設の約5割が築後30年以上を経過しています。	○対象 <u>となる棟</u> の約5割が建築後30年以上を経過しています。																																																								
14	15ページ 2-2 個別施設の状態等 (3) 劣化度評価の結果 ② 部位別 イ) 外壁	○C(広範囲に劣化)、D(問題あり)の割合をみると、築30年以上では2割程度ですが、築40年以上では5割を上回っており、劣化が目立ち始める傾向にあります。	○C(広範囲に劣化)、D(問題あり)の割合をみると、築30年以上では2割程度ですが、築40年以上では5割を上回っており、 <u>経年とともに</u> 劣化が目立ち始める傾向にあります。																																																								
15	17ページ 2-2 個別施設の状態等 (3) 劣化度評価の結果 ② 部位別 エ) 機械設備	○設備類は、不具合や故障が施設運営の継続に直結すること、また保守契約による点検等にて比較的早い段階で不具合が発見され、修繕に繋がる傾向にあることから、適切な管理のもと良好な状態が保たれていることが推測されます。	○設備類は、不具合や故障が施設運営の継続に直結すること、また、 <u>保守点検等において</u> 比較的早い段階で不具合が発見され、修繕に繋がる傾向にあることから、適切な管理のもと良好な状態が保たれていることが推測されます。																																																								
16	18ページ 2-2 個別施設の状態等 (3) 劣化度評価の結果 ② 部位別 オ) 電気設備	○設備類は、不具合や故障が施設運営の継続に直結すること、また保守契約による点検等にて比較的早い段階で不具合が発見され、修繕に繋がる傾向にあることから、適切な管理のもと良好な状態が保たれていることが推測されます。	○設備類は、不具合や故障が施設運営の継続に直結すること、また、 <u>保守点検等において</u> 比較的早い段階で不具合が発見され、修繕に繋がる傾向にあることから、適切な管理のもと良好な状態が保たれていることが推測されます。																																																								

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯
17	20ページ 3-1 市民アンケート調査の概要	今後の公共施設のあり方に関する市民の皆さまの考えを把握するために、「これからの北杜市の公共施設に関する市民アンケート」を実施しました。調査概要や主な結果は、以下に示すとおりです。	削除	アンケートの詳細については資料編に掲載することとしたため。
18	22ページ 3-2 アンケート結果	本計画の検討において、特に考慮すべき結果については、以下に示すとおりです。	本計画の検討において、特に考慮すべき結果については、以下に示すとおりです。 <u>結果の詳細は、資料1.市民アンケート調査結果に掲載しています。</u>	同上
19	22ページ 3-2 アンケート結果 (2) 本計画の策定において考慮すべき主な意見	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の総量縮減に対して77%の回答者から概ねの理解を得られている一方で、公共施設の利用頻度が高い方からは「現在の保有量の維持」との回答の割合が高いことから、一定頻度以上の公共施設利用者は、既存施設の存続を求めていると推察されます。なお、施設総量を維持もしくは増やす場合の方策としては、「民間活力を活用した公共施設の整備や管理運営を進める」との回答が約35%、「今ある施設を建替えせずにできるだけ長い間利用することで更新コストを縮減する」との回答が約25%と比較的高い割合を占めていることから、既存施設を存続する場合においても、民間活力の活用や施設の長寿命化といった、公共施設の再編（縮減）以外の方策の実施も求められていることがうかがえます。 日常的に使いやすいと感じる公共施設までの距離は、「車で5分以内（徒歩で約10分以内）」が18%、「車で10分以内（徒歩で約30分以内）」が約54%と全体の7割以上を占めていることから、今ある施設の配置を見直す際には、移動にかかる所要時間について、十分に考慮することが必要といえます。また、施設の利用頻度が高い方ほど「車で10分以内（徒歩で約30分以内）」との回答の割合が高くなり、施設の利用頻度が低い方ほど「車で5分以内（徒歩で約10分以内）」との回答の割合が高くなる点が特徴的です。 今後の公共施設の姿として、「通いやすさ」と「使いやすさ」のうち優先すべき姿としては、設備やサービスが充実した施設の「使いやすさ」との回答の割合が約54%を占めていることから、最寄りの施設への距離が多少遠くなったとしても、その分設備やサービスが充実した施設が望まれていると推察されます。しかし、現状の施設数を維持した「通いやすさ」との回答の割合が約23%、「どちらとも言えない」との回答が約17%を占めていることから、既存施設の利活用のあり方に関する検討も必要です。 公共施設の再編を進める上で検討すべきこととしては、調査対象とした全ての施設分類において、「建築物の維持改修費用、利用状況、人口分布や地理的特徴のいずれかを踏まえた集約を検討すべき」との回答が過半数を占めたことから、適切かつ客観的な指標に基づき、公共施設の再編を検討することであると推察されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の総量縮減に対して77%の回答者から概ねの理解を得られている一方で、公共施設の利用頻度が高い方からは「現在の保有量の維持」との回答の割合が高いことから、<u>既存施設を存続する場合においても、民間活力の活用や施設の長寿命化など、公共施設の再編（縮減）以外の方策の実施も求められていることがうかがえます。</u> 日常的に使いやすいと感じる公共施設までの距離は、<u>7割以上の方が「車で10分以内（徒歩で約30分以内）」の範囲と回答したことから、現在の施設配置を見直す際には、移動時間についても十分に考慮する必要があります。</u> <u>今後の公共施設の姿としては、最寄りの施設への距離が多少遠くなったとしても、その分、設備やサービスが充実した施設を望まれていると推察されます。しかし、現状の施設数を維持した「通いやすさ」へのニーズも一定数あるため、移動距離に配慮した施設の配置検討も必要です。</u> 公共施設の再編を進める上では、<u>適切かつ客観的な指標に基づいた検討が求められます。</u> 	
20	24ページ 4-2 本市の公共施設の課題とその解決のために検討すべき事項	○合併前の施設を全て新市に引き継いでいることから、同様の機能を持つ施設が重複し、中には合併前の規模は不要となった施設も有している。	○合併前に <u>整備された</u> 施設を全て新市に引き継いでいることから、同様の機能を持つ施設が重複 <u>している</u> 。	
21	27ページ 図 4-2 最適化に向けての基本方針	財源を確保するための取組 最適配置により発生する未利用地及び余剰空間の売却や貸付、基金の積み立て、民間活力手法の導入、使用料及び手数料等の見直し（受益者負担の適正化）、新・行政改革大綱に基づく歳出の抑制や、各種寄付制度、有料広告事業を通じた自主財源の確保等の様々な方策を実施します。	財源を確保するための取組 最適配置により <u>機能を廃止した「土地」及び「建物」</u> の売却や貸付、基金の積み立て、民間活力手法の導入、使用料及び手数料等の見直し（受益者負担の適正化）、新・行政改革大綱に基づく歳出の抑制や、各種寄附制度、有料広告事業を通じた自主財源の確保等の様々な方策を実施します。	
22	28ページ 方針1 施設規模・配置の最適化	「機能」の維持・向上を図りつつ、「建築物」の保有量の縮減を進めるためには、「建築物」に取める「機能」の最適な規模（ボリューム）を把握する必要があります。 (省略) 本市の公共施設は、主に合併前の旧町村によるまちづくりを踏まえて配置されていることから、合併後の新市としての特性を活かした最適な配置を検討する必要があります。 (省略) なお、最適化に伴い、機能を廃止することとなった施設については、今後も活用が可能な施設については、原則、他用途への転用を検討するほか、民間等への譲渡、売却及び貸付により、施設の有効活用を図ります。	「機能」の維持・向上を図る <u>中で</u> 、「建築物」の保有量の縮減を進めるためには、「建築物」に取める「機能」の最適な規模（ボリューム）を把握する必要があります。 (省略) 本市の公共施設は、主に合併前の旧町村時代において、まちづくりを踏まえて配置されていることから、合併後の新市としての特性を生かした最適な配置を検討する必要があります。 (省略) <u>また、本計画の策定後、社会情勢などが起因した施設の利用需要に変化が生じた場合は、ニーズに合った施設の最適配置に向けた検討を随時行うこととします。</u> なお、最適化に伴い、機能を廃止することとなった施設のうち、今後も活用が可能な施設については、原則、他用途への転用を検討するほか、民間等への譲渡、売却及び貸付により、施設の有効活用を図ります。	
23	28ページ 方針2 複合化による拠点施設の整備	高齢化社会への対応や類似施設の重複など、本市が抱える課題を解決するため、旧町村の8地区（生活圏）ごとに拠点となる施設（地区拠点施設）を配置し、そこへの複合化・多機能化、集約化を進めることで、効率的な維持管理・運営や公共サービスの維持・向上を図ります。 地区拠点施設は、生活圏に最低1箇所の配置を基本とし、そこに行政機能や市民文化、社会教育をはじめとする生活に必要な公共サービスを集中させることにより、各生活圏での暮らしを総合的に支えていきます。複合化や多機能化、集約化にあたっては、地区活動の中心となる施設、比較的大規模で多くの用途に対応できる施設を中心に検討し、市民が集い・賑わう拠点形成を目指します。	高齢化社会への対応や類似施設の重複など、本市が抱える課題を解決するため、旧町村の8地区（生活圏）ごとに拠点となる施設（地区拠点施設）を配置 <u>することにより、地区拠点施設</u> への複合化・多機能化、集約化を <u>推進し</u> 、効率的な維持管理・運営や公共サービスの維持・向上を図ります。 地区拠点施設は、生活圏に最低1箇所の配置を基本とし、行政機能や市民文化、社会教育をはじめとする <u>市民</u> 生活に必要な公共サービスを集中させることにより、各生活圏での暮らしを総合的に支えていきます。 複合化や多機能化、集約化にあたっては、 <u>各地区における</u> 活動の中心となる施設、比較的大規模で多くの用途に対応できる施設を中心に検討し、市民の <u>集い・賑わいの場としての</u> 拠点形成を目指します。	
24	29ページ 方針5 建築物の適切な状況把握	従来の「法定点検」に加え、施設管理者等が自ら行う「定期点検」、「日常点検」の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等の継続的な状況把握に努めます。 職員自らによる劣化状況調査を日常的、定期的を実施することにより、建築物の劣化状況を早期かつ的確に把握し、劣化の進行に応じた計画的な保全を図ります。	<u>施設や設備の劣化や損傷等を早期に発見するため</u> 、従来の「法定点検」に加え、施設管理者等が自ら <u>日常的な点検を実施するよう</u> 努めます。 職員が <u>自ら</u> 劣化状況調査を日常的、定期的を実施することにより、建築物の劣化状況を早期かつ的確に把握し、劣化の進行に応じた計画的な保全を図ります。	

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯
25	31ページ 4-6 北杜市が本来保有すべき公共施設の総量の考え方	<p>本市が保有する361施設を分類すると、行政系施設、学校教育系施設、保健施設など多岐に渡っています。「計画期間の満了する令和33年度までに、公共施設の保有量（延床面積）を40％程度縮減する」との目標の達成に向けては、それぞれの施設分類において一律40％ずつの縮減を進めることが効率的といえますが、実際には、大幅な縮減が可能と見込まれる施設と積極的な縮減が難しい施設が混在することが見込まれることから、施設分類に応じて、縮減できる施設総量にはばらつきが生じることが想定されます。</p> <p>また、現在の施設保有量について、北杜市の人口・行政規模等を踏まえた過剰・不足の判断が十分にできなければ、将来的にどの程度の縮減が妥当であるかの点が不明瞭となってしまう、施設需要や最低限保有すべき施設総量を超えた縮減を進めてしまうような事態も生じかねません。</p> <p>そこで、本計画における公共施設の方向性の検討にあたっては、まず現時点における「北杜市が本来保有すべき公共施設の総量」を定め、施設分類別にその数値を算出するものとします。本数値は、将来的な人口減少や人口構成の変化を踏まえ、本市が行政運営を推進していく上で最低限必要となる施設総量を表し、計画期間満了時点までに縮減目標を達成するための目安に位置づけられるものです。</p> <p>本数値と現状の施設保有量を比較することで、現在の公共施設の過剰・不足の度合いを把握することが可能となるとともに、最終的な縮減目標の達成に向けて縮減すべき施設総量を施設分類別に把握することができます。</p> <p>（省略）</p> <p>なお、ここで得られる数値は、あくまでも施設分類単位での総量縮減に向けた検討における基礎資料の一つとして位置づけるものです。そのため、第5章「施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に示す実際の縮減量とは異なる場合があります。</p>	<p>本市が保有する362施設を分類すると、行政系施設、学校教育系施設、保健施設など多岐に渡っています。「計画期間の満了する令和33年度までに、公共施設の保有量（延床面積）を40％程度縮減する」と掲げた目標の達成に向けては、それぞれの施設分類において、一律に40％の縮減を進めることが効率的であります。しかし、実際には、大幅な縮減が可能であると見込まれる施設と積極的な縮減が難しい施設が混在していることから、施設分類に応じて、縮減できる施設総量にはばらつきが生じることが想定されます。</p> <p>また、現在の施設保有量について、北杜市の人口・行政規模等を踏まえた過剰・不足の判断が十分にできなければ、将来的にどの程度の縮減が妥当であるかの点が不明瞭となってしまう、施設の利用需要や最低限保有すべき施設総量を超えた縮減を進めてしまうような事態を招くおそれもあります。</p> <p>そこで、本計画における公共施設の方向性の検討にあたっては、まず現時点における「北杜市が本来保有すべき公共施設の総量」を施設分類別に算出するものとします。算出した数値は、将来的な人口減少や人口構成の変化を踏まえ、本市が行政運営を推進していく上で最低限必要となる施設総量を表し、計画期間満了時点までに縮減目標を達成するための目安に位置づけられるものです。</p> <p>算出した数値と現状の施設保有量を比較することで、現在の公共施設の過剰・不足の度合いを把握することが可能になるとともに、最終的な縮減目標の達成に向けて縮減すべき施設総量を施設分類別に把握することができます。</p> <p>（省略）</p> <p>なお、ここで得られる数値は、あくまでも施設分類単位での総量縮減に向けた検討における基礎資料の一つとして位置づけるものです。そのため、第5章「施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に示す実際の縮減量とは異なる施設分類があります。</p>	
26	34ページ 4-7 施設特性による利用圏域を踏まえた公共施設の配置バランスの考え方	<p>数値目標である、「今後約28年間で延床面積40％縮減」の達成に向けた検討においては、「4-6施設分類別の縮減目安の検討」における「延床面積をどの程度縮減することができるか」という視点に加え、「施設の箇所数はどの程度縮減することができるか、その際の配置バランスはどのようにすべきか」という視点も必要になります。本市の保有する公共施設は、庁舎等のように全市民が共通して利用する施設や各地域住民の利用を想定した施設、観光等市域外からの利用者も想定した施設、特定の産業に従事する人々のみが利用することを想定した施設等、多様な利用形態の施設があります。こうした施設特性ごとの主な利用圏域について、次図に示す広域利用施設、全市利用施設、地域利用施設、特定利用施設に区分し、それぞれの最適配置の考え方にに基づき、配置数を検討します。</p> <p>施設の配置数を検討するにあたっては、北杜市の広大な行政区域を踏まえると、施設数を減らすことで、目的地まで増加する移動距離や移動時間の抵抗感を可能な限り減らせるような、配置バランスのあり方を検討する必要があります。</p>	<p>数値目標である「今後28年間で延床面積40％程度縮減」の達成に向けた検討においては、「4-6北杜市が本来保有すべき公共施設の総量」における「延床面積をどの程度縮減することができるか」という視点に加え、「施設の箇所数はどの程度縮減することができるか、その際の配置バランスはどのようにすべきか」という視点も必要になります。本市の保有する公共施設は、庁舎等のように全市民が共通して利用する施設や各地域住民の利用を想定した施設、観光等市域外からの利用者も想定した施設、特定の産業の従事者のみが利用することを想定した施設等、多様な利用形態の施設があります。こうした施設特性ごとの主な利用圏域について、次図に示す広域利用施設、全市利用施設、地域利用施設、特定利用施設に区分し、それぞれの最適配置の考え方にに基づき、配置数を検討します。</p> <p>施設の配置数を検討するにあたっては、北杜市の広大な行政区域を踏まえると、施設数を減らすことで、目的地まで増加する移動距離や移動時間の抵抗感を可能な限り減らすことができるような配置バランスのあり方を検討する必要があります。</p>	
27	35ページ 一人当たりの平均所要時間の算定	$\text{所要時間}1 \times \text{人口}1 + \text{所要時間}2 \times \text{人口}2 + \dots + \text{所要時間}n \times \text{人口}n / \text{人口}1 + \text{人口}2 + \dots + \text{人口}n$	$\text{所要時間}1 \times \text{人口}1 + \text{所要時間}2 \times \text{人口}2 + \dots + \text{所要時間}n \times \text{人口}n / \text{人口}1 + \text{人口}2 + \dots + \text{人口}n$	
28	36ページ 配置バランス分析の対象外施設	<p>以下の施設分類または一部施設については、配置バランス分析の対象から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ施設分類であっても他施設と性質が異なる施設 庁舎等のうち「北杜市役所本庁舎」、中学校のうち「甲陵中学校」 ・1施設のみで構成される施設分類 プール、高等学校、教育支援センター、介護老人保健施設、保健施設、供給処理施設 ・施設の性質上、配置バランスを踏まえた検討が適していると言い難い施設分類 収蔵庫、資料館等、教職員住宅、 大分類が産業系施設、医療施設、市営住宅、その他に属する施設分類全て 	<p>以下の施設分類又は施設については、配置バランス分析の対象から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ施設分類であっても他施設と性質が異なる施設 庁舎等のうち「北杜市役所本庁舎」、中学校のうち「甲陵中学校」 ・1施設のみで構成される施設分類 プール、高等学校、教育支援センター、介護老人保健施設、保健施設、供給処理施設 ・施設の性質上、配置バランスを踏まえた検討が適さない施設分類 収蔵庫*1）、資料館等*2）、教職員住宅*1）、大分類が産業系施設*2）、医療施設*3）、市営住宅*3）、その他*3）に属する施設分類全て *1）利用者が限定されている施設 *2）市外の利用者も念頭に置いた広域的な政策判断が必要な施設 	
29	37ページ 4-8 最適配置に向けての取組方針 (1) 最適配置の具体的な方向性検討の考え方	<p>前述「4-6 北杜市が本来保有すべき公共施設の総量の考え方」及び「4-7 施設特性による利用圏域を踏まえた公共施設の配置バランスの考え方」における検討を行うことで、施設分類単位における「延床面積縮減の目安」と「配置箇所数・バランスの目安」が明らかになりました。これらはあくまでも施設分類全体における検討の方向性を示すものであるため、次は、個別施設の今後の方向性を明確とするために、最適配置の具体的な方向性検討を行う必要があります。</p> <p>最適配置の方向性検討の流れは、次図に示すとおり、施設をハード面とソフト面の二側面から評価を行う定量評価（一次評価）、市の施策との関連や代替性などを考慮した定性評価（二次評価）、将来人口や施設の立地状況などを踏まえた立地状況評価（三次評価）を実施し、上位関連計画での施設の位置づけと整合を図り、最終的にそれらを総合的に評価することで、維持、廃止、譲渡をはじめとする、各施設の具体的な方向性を設定します。</p>	<p>前述「4-6 北杜市が本来保有すべき公共施設の総量の考え方」及び「4-7 施設特性による利用圏域を踏まえた公共施設の配置バランスの考え方」に基づき、施設分類単位における「延床面積縮減の目安」と「配置箇所数・バランスの目安」を算出しました。しかし、これらはあくまでも施設分類全体における検討の方向性を示すものであるため、次は、個別施設の今後の方向性を明確にするため、最適配置の具体的な方向性検討を行う必要があります。</p> <p>最適配置の方向性検討の流れは、次図に示すとおり、施設をハード面とソフト面の二側面から評価を行う定量評価（一次評価）、市の施策との関連や代替性などを考慮した定性評価（二次評価）、将来人口や施設の立地状況などを踏まえた立地状況評価（三次評価）を実施し、上位関連計画における個別施設の位置付けとの整合を図り、最終的にそれらを総合的に評価することで、維持、廃止、譲渡をはじめとする、各施設の具体的な方向性を設定します。</p>	「4-7 施設特性による利用圏域を踏まえた公共施設

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																																																																										
30	37ページ 4-8 最適配置に向けての取組方針 (1) 最適配置の具体的な方向性検討の考え方 図4-7 最適配置の方向性検討の流れ	上位関連計画の位置づけ 総合計画、新・行政改革大綱、公共施設等総合管理計画等の上位関連計画における施設の方向性を把握	上位関連計画における方針 上位関連計画（総合計画、新・行政改革大綱、公共施設等総合管理計画）における方針との整合性																																																																																											
31	40ページ 4-8 最適配置に向けての取組方針 (1) 最適配置の具体的な方向性検討の考え方 ③立地状況評価（三次評価）の考え方について	施設の方向性検討にあたっては、施設周辺の人口分布（現在・将来）を把握することも重要であることから、施設分類ごとに現状の施設配置と、地域ごとの現状・将来の人口の分布をもとに、公共施設の立地（供給）状況の過不足を評価します。	施設の方向性検討にあたっては、施設周辺の人口分布（現在・将来）を把握することも必要であることから、施設分類ごとに現状の施設配置と、地域ごとの現状・将来の人口の分布に基づき、公共施設の立地（供給）状況の過不足を評価します。																																																																																											
32	40ページ 4-8 最適配置に向けての取組方針 (1) 最適配置の具体的な方向性検討の考え方 ③立地状況評価（三次評価）の考え方について		「公共サービス充当量の基準値の計算式を追記」 公共サービス充当量の基準値(m ² /人)=対象施設が属する中分類の総延床面積/全100mメッシュ人口の合計																																																																																											
33	41ページ 4-8 最適配置に向けての取組方針 (1) 最適配置の具体的な方向性検討の考え方 ③立地状況評価(三次評価)の考え方について 表4-3 施設分類ごとのサービスの提供領域	<p>表4-3 施設分類ごとのサービスの提供領域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設大分類</th> <th>施設中分類</th> <th>対象施設ごとの公共サービス充当量の提供圏域(設定半径の同心円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政系施設</td> <td>庁舎等(本庁舎を除く)</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民文化系施設</td> <td>文化施設</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>集会施設</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>社会教育系施設</td> <td>図書館</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">スポーツ施設</td> <td>体育館</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>屋内ゲートボール場</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>グラウンド・管理施設等</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">子育て支援施設</td> <td>児童館</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ</td> <td>4,000m</td> </tr> <tr> <td>保育園・こども園</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校教育施設</td> <td>小学校</td> <td>4,000m</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>6,000m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健・福祉施設</td> <td>デイサービスセンター</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>介護予防拠点施設</td> <td>10,000m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市民が主に利用することが想定される施設分類を抽出して分析</p>	施設大分類	施設中分類	対象施設ごとの公共サービス充当量の提供圏域(設定半径の同心円)	行政系施設	庁舎等(本庁舎を除く)	10,000m	市民文化系施設	文化施設	10,000m	集会施設	10,000m	社会教育系施設	図書館	10,000m	スポーツ施設	体育館	10,000m	武道場	10,000m	屋内ゲートボール場	10,000m	グラウンド・管理施設等	10,000m	子育て支援施設	児童館	10,000m	子育て支援センター	10,000m	放課後児童クラブ	4,000m	保育園・こども園	10,000m	学校教育施設	小学校	4,000m	中学校	6,000m	保健・福祉施設	デイサービスセンター	10,000m	介護予防拠点施設	10,000m	<p>表4-3「施設分類ごとのサービスの提供領域」に設定の考え方を追加</p> <p>表4-3 施設分類ごとのサービスの提供領域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設大分類</th> <th>施設中分類</th> <th>対象施設ごとの公共サービス充当量の提供圏域(設定半径の同心円)</th> <th>設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政系施設</td> <td>庁舎等(本庁舎を除く)</td> <td>10,000m</td> <td rowspan="10">自動車で20分～30分程度で到達可能な領域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民文化系施設</td> <td>文化施設</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>集会施設</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>社会教育系施設</td> <td>図書館</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">スポーツ施設</td> <td>体育館</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>屋内ゲートボール場</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>グラウンド・管理施設等</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">子育て支援施設</td> <td>児童館</td> <td>10,000m</td> <td rowspan="2">小学校に準拠</td> </tr> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td>10,000m</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ</td> <td>4,000m</td> </tr> <tr> <td>保育園・こども園</td> <td>10,000m</td> <td>自動車で20分～30分程度で到達可能な領域</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校教育施設</td> <td>小学校</td> <td>4,000m</td> <td rowspan="2">義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>6,000m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健・福祉施設</td> <td>デイサービスセンター</td> <td>10,000m</td> <td rowspan="2">自動車で20分～30分程度で到達可能な領域</td> </tr> <tr> <td>介護予防拠点施設</td> <td>10,000m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※主に多くの市民が利用することが想定される施設分類を抽出して分析 ※基本的な提供圏域10,000mは、平成16年5月国土審議会調査改革部会報告において、生活圏域が時間距離で1時間前後のまとまりと定義されていることを参考に設定した。</p>	施設大分類	施設中分類	対象施設ごとの公共サービス充当量の提供圏域(設定半径の同心円)	設定の考え方	行政系施設	庁舎等(本庁舎を除く)	10,000m	自動車で20分～30分程度で到達可能な領域	市民文化系施設	文化施設	10,000m	集会施設	10,000m	社会教育系施設	図書館	10,000m	スポーツ施設	体育館	10,000m	武道場	10,000m	屋内ゲートボール場	10,000m	グラウンド・管理施設等	10,000m	子育て支援施設	児童館	10,000m	小学校に準拠	子育て支援センター	10,000m	放課後児童クラブ	4,000m	保育園・こども園	10,000m	自動車で20分～30分程度で到達可能な領域	学校教育施設	小学校	4,000m	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号	中学校	6,000m	保健・福祉施設	デイサービスセンター	10,000m	自動車で20分～30分程度で到達可能な領域	介護予防拠点施設	10,000m	
施設大分類	施設中分類	対象施設ごとの公共サービス充当量の提供圏域(設定半径の同心円)																																																																																												
行政系施設	庁舎等(本庁舎を除く)	10,000m																																																																																												
市民文化系施設	文化施設	10,000m																																																																																												
	集会施設	10,000m																																																																																												
社会教育系施設	図書館	10,000m																																																																																												
スポーツ施設	体育館	10,000m																																																																																												
	武道場	10,000m																																																																																												
	屋内ゲートボール場	10,000m																																																																																												
	グラウンド・管理施設等	10,000m																																																																																												
子育て支援施設	児童館	10,000m																																																																																												
	子育て支援センター	10,000m																																																																																												
	放課後児童クラブ	4,000m																																																																																												
	保育園・こども園	10,000m																																																																																												
学校教育施設	小学校	4,000m																																																																																												
	中学校	6,000m																																																																																												
保健・福祉施設	デイサービスセンター	10,000m																																																																																												
	介護予防拠点施設	10,000m																																																																																												
施設大分類	施設中分類	対象施設ごとの公共サービス充当量の提供圏域(設定半径の同心円)	設定の考え方																																																																																											
行政系施設	庁舎等(本庁舎を除く)	10,000m	自動車で20分～30分程度で到達可能な領域																																																																																											
市民文化系施設	文化施設	10,000m																																																																																												
	集会施設	10,000m																																																																																												
社会教育系施設	図書館	10,000m																																																																																												
スポーツ施設	体育館	10,000m																																																																																												
	武道場	10,000m																																																																																												
	屋内ゲートボール場	10,000m																																																																																												
	グラウンド・管理施設等	10,000m																																																																																												
子育て支援施設	児童館	10,000m		小学校に準拠																																																																																										
	子育て支援センター	10,000m																																																																																												
	放課後児童クラブ	4,000m																																																																																												
	保育園・こども園	10,000m	自動車で20分～30分程度で到達可能な領域																																																																																											
学校教育施設	小学校	4,000m	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号																																																																																											
	中学校	6,000m																																																																																												
保健・福祉施設	デイサービスセンター	10,000m	自動車で20分～30分程度で到達可能な領域																																																																																											
	介護予防拠点施設	10,000m																																																																																												

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																																																								
34	41ページ 4-8 最適配置に向けての取組方針 (1) 最適配置の具体的な方向性検討の考え方 ③立地状況評価(三次評価)の考え方について 図4-10 各地域の公共サービス充当量の過不足判断基準	<p>各地域の公共サービス充当量は、同じ施設分類における値の統計的な分布に応じて、次図の青色の区間に該当する場合は「やや不足」、緑色・黄色の区間に該当する場合は「適正」、桃色の区間に該当する場合は「やや過剰」と評価します。</p>  <p>図4-10 各地域の公共サービス充当量の過不足判断基準</p>	<p>図4-10「各地域の公共サービス充当量の過不足判断基準」を修正 <u>各施設の公共サービス充当量は、同じ施設分類の公共サービス充当量の平均値に対する統計的な差異に着目し、次図の青色の区間（各施設分類の公共サービス充当量の下位1/6程度）に該当する場合は「やや不足」、緑色・黄色の区間に該当する場合は「適正」、桃色の区間（各施設分類の公共サービス充当量の上位1/6程度）に該当する場合は「やや過剰」と評価します。</u></p>  <p>図4-10 各地域の公共サービス充当量の過不足判断基準</p>																																																																									
35	42ページ 4-8 最適配置に向けての取組方針 (2) 最適配置の具体的な方策	<p>施設ごとの最適配置の方向性は、機能と建築物に対して、次表に示す方策の中から検討を行います。最適配置の推進にあたっては、現在既に行っている運営面での取組等も踏まえつつ、適正配置の具体的な方策を複数組み合わせるなど、それぞれの施設に適した方策を検討します。</p>	<p>施設ごとの最適配置の方向性は、機能と建築物 <u>それぞれ</u> に対して、次表に示す方策の中から検討を行います。最適配置の推進にあたっては、現在、既に行っている運営面での取組等も踏まえる <u>中で、個別の施設ごと</u> に適した方策を検討します。</p>																																																																									
36	42-43ページ 4-8 最適配置に向けての取組方針 (2) 最適配置の具体的な方策 表4-4 最適配置の具体的な方策	<p>表4-4 最適配置の具体的な方策</p> <table border="1" data-bbox="587 1033 1329 1843"> <thead> <tr> <th>方策</th> <th>機能</th> <th>内容</th> <th>イメージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>維持</td> <td>特に動きがなく現状維持とする場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>更新</td> <td>建築物を建替える場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大規模改修</td> <td>大規模改修を行う場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>新築</td> <td>新たに施設を整備する場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>除却</td> <td>建築物を除却する場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>廃止</td> <td>施設で提供される機能が廃止される場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>類似機能共有化</td> <td>集約化や統合する場合に適用、集約化・統合後に残る機能、廃止される機能にも適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>複合化・多機能化</td> <td>建築物全体が複合施設に変わる場合、既に複合施設で、更に他の機能が追加される場合に適用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	方策	機能	内容	イメージ	1	維持	特に動きがなく現状維持とする場合に適用		2	更新	建築物を建替える場合に適用		3	大規模改修	大規模改修を行う場合に適用		4	新築	新たに施設を整備する場合に適用		5	除却	建築物を除却する場合に適用		6	廃止	施設で提供される機能が廃止される場合に適用		7	類似機能共有化	集約化や統合する場合に適用、集約化・統合後に残る機能、廃止される機能にも適用		8	複合化・多機能化	建築物全体が複合施設に変わる場合、既に複合施設で、更に他の機能が追加される場合に適用		<p>表4-4「最適配置の具体的な方策」を修正</p> <p>表4-4 最適配置の具体的な方策</p> <table border="1" data-bbox="1656 1045 2398 1843"> <thead> <tr> <th>方策</th> <th>機能</th> <th>内容</th> <th>イメージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>維持</td> <td>現状維持とする場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>更新</td> <td>建築物を建替える場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大規模改修</td> <td>大規模改修を行う場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>新築</td> <td>新たに施設を整備する場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>除却</td> <td>建築物を除却(解体)する場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>廃止</td> <td>施設で提供される機能が廃止される場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>類似機能共有化</td> <td>集約化や統合する場合に適用 ※集約化・統合後に残る機能、廃止される機能にも適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>複合化・多機能化</td> <td>単独の機能を有する建築物に、他の異なる機能を複合する場合に適用 既に複数の機能を有する建築物で、更に他の機能を追加する場合に適用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	方策	機能	内容	イメージ	1	維持	現状維持とする場合に適用		2	更新	建築物を建替える場合に適用		3	大規模改修	大規模改修を行う場合に適用		4	新築	新たに施設を整備する場合に適用		5	除却	建築物を除却(解体)する場合に適用		6	廃止	施設で提供される機能が廃止される場合に適用		7	類似機能共有化	集約化や統合する場合に適用 ※集約化・統合後に残る機能、廃止される機能にも適用		8	複合化・多機能化	単独の機能を有する建築物に、他の異なる機能を複合する場合に適用 既に複数の機能を有する建築物で、更に他の機能を追加する場合に適用		
方策	機能	内容	イメージ																																																																									
1	維持	特に動きがなく現状維持とする場合に適用																																																																										
2	更新	建築物を建替える場合に適用																																																																										
3	大規模改修	大規模改修を行う場合に適用																																																																										
4	新築	新たに施設を整備する場合に適用																																																																										
5	除却	建築物を除却する場合に適用																																																																										
6	廃止	施設で提供される機能が廃止される場合に適用																																																																										
7	類似機能共有化	集約化や統合する場合に適用、集約化・統合後に残る機能、廃止される機能にも適用																																																																										
8	複合化・多機能化	建築物全体が複合施設に変わる場合、既に複合施設で、更に他の機能が追加される場合に適用																																																																										
方策	機能	内容	イメージ																																																																									
1	維持	現状維持とする場合に適用																																																																										
2	更新	建築物を建替える場合に適用																																																																										
3	大規模改修	大規模改修を行う場合に適用																																																																										
4	新築	新たに施設を整備する場合に適用																																																																										
5	除却	建築物を除却(解体)する場合に適用																																																																										
6	廃止	施設で提供される機能が廃止される場合に適用																																																																										
7	類似機能共有化	集約化や統合する場合に適用 ※集約化・統合後に残る機能、廃止される機能にも適用																																																																										
8	複合化・多機能化	単独の機能を有する建築物に、他の異なる機能を複合する場合に適用 既に複数の機能を有する建築物で、更に他の機能を追加する場合に適用																																																																										

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>方策</th> <th>内容</th> <th>イメージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 移転</td> <td>機能 現有機能を他の建築物に移して維持する場合、単一機能の移転先となる場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 転用</td> <td>建築物 普通財産や未利用施設に他の機能を移転して新たな用途に建物を供する場合、もしくは現有機能を廃止・移転し他の機能として活用する場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 管理運営の民間手法の導入</td> <td>機能 施設の譲渡を伴わない管理運営の民間活用の場合、現有機能を維持するものの、新たに指定管理を導入する場合等に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 実施主体変更</td> <td>機能 施設を民間や地元に移管・譲渡する場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 民間移管・譲渡</td> <td>建築物 建築物を民間等に移管・譲渡する場合、売却する場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 広域連携</td> <td>機能 周辺自治体で施設を共同所有する場合等に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 検討</td> <td>機能 具体的な方向性が定まっておらず、今後検討に着手する場合に適用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	方策	内容	イメージ	9 移転	機能 現有機能を他の建築物に移して維持する場合、単一機能の移転先となる場合に適用		10 転用	建築物 普通財産や未利用施設に他の機能を移転して新たな用途に建物を供する場合、もしくは現有機能を廃止・移転し他の機能として活用する場合に適用		11 管理運営の民間手法の導入	機能 施設の譲渡を伴わない管理運営の民間活用の場合、現有機能を維持するものの、新たに指定管理を導入する場合等に適用		12 実施主体変更	機能 施設を民間や地元に移管・譲渡する場合に適用		13 民間移管・譲渡	建築物 建築物を民間等に移管・譲渡する場合、売却する場合に適用		14 広域連携	機能 周辺自治体で施設を共同所有する場合等に適用		15 検討	機能 具体的な方向性が定まっておらず、今後検討に着手する場合に適用		<table border="1"> <thead> <tr> <th>方策</th> <th>内容</th> <th>イメージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9 移転</td> <td>機能 現在の機能を、他の建築物に移転して維持する場合に適用 ※単一の機能を移転する場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 転用</td> <td>建築物 普通財産や未利用施設等に他の機能を移転して、新たな用途に建築物を転用する場合に適用 現在の機能を廃止・移転して、建築物を他の機能に転用する場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11 管理運営の民間手法の導入</td> <td>機能 現在の機能を維持するが、管理運営に指定管理者制度を導入する場合等に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 実施主体変更</td> <td>機能 建築物を民間等に移管・譲渡して、現在と同一の機能を引き継ぐ場合に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 民間移管・譲渡</td> <td>建築物 建築物を民間等に移管・譲渡する場合(売却を含む)に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 広域連携</td> <td>機能 周辺自治体で施設を共同所有する場合等に適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15 検討</td> <td>機能 具体的な方向性が定まっておらず、今後検討に着手する場合に適用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	方策	内容	イメージ	9 移転	機能 現在の機能を、他の建築物に移転して維持する場合に適用 ※単一の機能を移転する場合に適用		10 転用	建築物 普通財産や未利用施設等に他の機能を移転して、新たな用途に建築物を転用する場合に適用 現在の機能を廃止・移転して、建築物を他の機能に転用する場合に適用		11 管理運営の民間手法の導入	機能 現在の機能を維持するが、管理運営に指定管理者制度を導入する場合等に適用		12 実施主体変更	機能 建築物を民間等に移管・譲渡して、現在と同一の機能を引き継ぐ場合に適用		13 民間移管・譲渡	建築物 建築物を民間等に移管・譲渡する場合(売却を含む)に適用		14 広域連携	機能 周辺自治体で施設を共同所有する場合等に適用		15 検討	機能 具体的な方向性が定まっておらず、今後検討に着手する場合に適用		
方策	内容	イメージ																																																		
9 移転	機能 現有機能を他の建築物に移して維持する場合、単一機能の移転先となる場合に適用																																																			
10 転用	建築物 普通財産や未利用施設に他の機能を移転して新たな用途に建物を供する場合、もしくは現有機能を廃止・移転し他の機能として活用する場合に適用																																																			
11 管理運営の民間手法の導入	機能 施設の譲渡を伴わない管理運営の民間活用の場合、現有機能を維持するものの、新たに指定管理を導入する場合等に適用																																																			
12 実施主体変更	機能 施設を民間や地元に移管・譲渡する場合に適用																																																			
13 民間移管・譲渡	建築物 建築物を民間等に移管・譲渡する場合、売却する場合に適用																																																			
14 広域連携	機能 周辺自治体で施設を共同所有する場合等に適用																																																			
15 検討	機能 具体的な方向性が定まっておらず、今後検討に着手する場合に適用																																																			
方策	内容	イメージ																																																		
9 移転	機能 現在の機能を、他の建築物に移転して維持する場合に適用 ※単一の機能を移転する場合に適用																																																			
10 転用	建築物 普通財産や未利用施設等に他の機能を移転して、新たな用途に建築物を転用する場合に適用 現在の機能を廃止・移転して、建築物を他の機能に転用する場合に適用																																																			
11 管理運営の民間手法の導入	機能 現在の機能を維持するが、管理運営に指定管理者制度を導入する場合等に適用																																																			
12 実施主体変更	機能 建築物を民間等に移管・譲渡して、現在と同一の機能を引き継ぐ場合に適用																																																			
13 民間移管・譲渡	建築物 建築物を民間等に移管・譲渡する場合(売却を含む)に適用																																																			
14 広域連携	機能 周辺自治体で施設を共同所有する場合等に適用																																																			
15 検討	機能 具体的な方向性が定まっておらず、今後検討に着手する場合に適用																																																			
37	44ページ 4-8 最適配置に向けての取組方針 (3) 公共施設の最適化に向けての取組事例	拠点施設への集約・複合化を検討する際の参考として、他の自治体で実施された事例の概要を以下に示します。	<u>公共施設の最適化に向け</u> 、施設の集約・複合化を検討する際の参考として、他の自治体で実施された事例の概要を以下に示します。																																																	
38	48ページ 4-9 公共施設の長寿命化に向けての取組方針 (1) 建築物の保全の考え方 ③ 最適配置の方向性に応じた保全方法の決定フロー	なお、方向性検討施設とは、現時点で最適配置の方向性が具体的に定まっておらず、計画期間前半において具体的な検討に着手する公共施設を指しますが、これらについては、方向性が明確になるまでの間は、事後保全施設と同様に必要最低限の修繕のみの実施に留めるものとします。	なお、方向性検討施設とは、現時点で最適配置の方向性が具体的に定まっておらず、 <u>計画期間内における期別の第1期において</u> 具体的な検討に着手する公共施設を指しますが、これらについては、方向性が明確になるまでの間は、事後保全施設と同様に必要最低限の修繕のみの実施に留めるものとします。																																																	

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯
39	<p>49ページ 4-9 公共施設の長寿命化に向けての取組方針 (1) 建築物の保全の考え方 ③ 最適配置の方向性に応じた保全方法の決定フロー 図4-11 保全区分の決定フロー</p>	<p>図4-11 保全区分の決定フロー</p>	<p>図4-11「保全区分の決定フロー」を修正</p> <p>図4-11 保全区分の決定フロー</p>	
40	<p>50ページ 4-9 公共施設の長寿命化に向けての取組方針 (1) 建築物の保全の考え方 ③ 最適配置の方向性に応じた保全方法の決定フロー 表4-6 保全区分別の方針「予防保全施設」</p>	<p>・最適配置計画において計画期間内の施設の存続が示されている施設や築40年未満で耐震性が確保されており、将来的なバリアフリー化の余地を残す施設は、予防保全施設に分類し、長寿命化の検討対象となる。</p>	<p>・最適配置計画において、計画期間内の施設の存続（<u>維持、改修、更新</u>）が示されている施設及び建築後40年未満で耐震性が確保されており、将来的なバリアフリー化の余地を残す施設は、予防保全施設に分類し、長寿命化の検討対象とする。</p>	
41	<p>50ページ 4-9 公共施設の長寿命化に向けての取組方針 (1) 建築物の保全の考え方 ③ 最適配置の方向性に応じた保全方法の決定フロー 表4-6 保全区分別の方針「事後保全施設」</p>	<p>・倉庫、車庫、小屋、トイレ等の付帯施設で、延床面積が概ね200㎡未満の施設は、事後保全施設に分類し、長寿命化は見込まず、劣化が著しくなった段階での建替を基本とする。 ・最適配置計画において、計画期間内の除却や譲渡が示されている施設は、計画的な修繕・改修は行わないため事後保全施設とし、必要に応じて除却費用等の発生を見込む。 ・築後40年以上が経過し、大規模改修が未実施の施設や旧耐震構造かつ耐震改修等を実施していない施設、バリアフリー化が望めない施設のうち、最適配置計画において今後の継続が示されない施設は、廃止を前提とするものとし、事後保全施設に分類する。 ・ただし、廃止・譲渡をはじめとする具体的な方策の実施までに利用者の安全性が損なわれるような事態が発生した場合は、必要最低限の修繕を実施する。 ・また、新・行政改革大綱及び総合管理計画に基づき、方向性検討施設のうち、以下が判明した場合は、事後保全施設に再分類することを基本とする。 1)改修費用が5千万円を超える場合は廃止・存続を検討する。</p>	<p>・延床面積が概ね200㎡未満の公園等に付帯する倉庫、車庫、小屋、トイレ等の建築物で、最適配置計画において方向性（<u>除却、更新</u>）が示されている施設は、事後保全施設に分類し、長寿命化は見込まず、劣化が著しくなった段階での<u>除却又は更新</u>を基本とする。 ・最適配置計画において、計画期間内の施設の除却や譲渡が示されている施設は、計画的な修繕・改修は行わないため事後保全施設に分類し、必要に応じて除却に要する費用等を見込む。 ・除却や譲渡などの具体的な方策の実施まで<u>の間に</u>、利用者の安全性が損なわれるような事態が発生した場合は、必要最低限の修繕を実施する。</p>	

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																																																						
42	51ページ 4-9 公共施設の長寿命化 に向けての取組方針 (2) 施設保全の方針 ①目標使用年数の設定 表4-7 各種法令等による 躯体構造別の耐用年数	<p>1 建築物の耐久計画：建築物の耐久計画に関する考え方（昭和63年10月 日本建築学会） 2 建築工事標準仕様書：建築工事標準仕様書（JASS 5 鉄筋コンクリート工事 平成21年 日本建築学会） 3 減価償却：減価償却資産の耐用年数に関する省令（改正：平成30年3月31日 財務省令第31号） 4 学校施設財産処分：学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～（平成25年3月 文部科学省） 5 公営住宅法：公営住宅法施行令（改正：平成29年12月22日 政令第319号） 6 都市再開発法：都市再開発法施行令（改正：平成30年6月6日 政令第183号）</p> <p>表4-7 各種法令等による躯体構造別の耐用年数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <th></th> <th>建築物の 耐久計画</th> <th>建築工事 標準仕様書</th> <th>減価償却</th> <th>学校施設 財産処分</th> <th>公営 住宅法</th> <th>都市 再開発法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋鉄骨コンクリート造</td> <td>60年</td> <td>65年</td> <td>事務所用 50年</td> <td>H12年以前 60年 H13年以降 47年</td> <td>耐火 70年</td> <td>事務所 図書館等 50年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鉄骨造</td> <td rowspan="3">重量鉄骨 (肉厚6mm以上) 60年 軽量鉄骨 (肉厚6mm未満) 40年</td> <td rowspan="3"></td> <td>事務所用 (肉厚4mm超) 38年</td> <td rowspan="3">H12年以前 40年 H13年以降 34年</td> <td rowspan="3">準耐火 45年</td> <td rowspan="3">事務所 図書館等 38年</td> </tr> <tr> <td>事務所用 (肉厚3mm超) 30年</td> </tr> <tr> <td>事務所用 (肉厚3mm以下) 22年</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>住宅 事務所 病院 40年</td> <td></td> <td>事務所用 24年</td> <td>H12年以前 24年 H13年以降 22年</td> <td>30年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	構造	1	2	3	4	5	6		建築物の 耐久計画	建築工事 標準仕様書	減価償却	学校施設 財産処分	公営 住宅法	都市 再開発法	鉄筋鉄骨コンクリート造	60年	65年	事務所用 50年	H12年以前 60年 H13年以降 47年	耐火 70年	事務所 図書館等 50年	鉄骨造	重量鉄骨 (肉厚6mm以上) 60年 軽量鉄骨 (肉厚6mm未満) 40年		事務所用 (肉厚4mm超) 38年	H12年以前 40年 H13年以降 34年	準耐火 45年	事務所 図書館等 38年	事務所用 (肉厚3mm超) 30年	事務所用 (肉厚3mm以下) 22年	木造	住宅 事務所 病院 40年		事務所用 24年	H12年以前 24年 H13年以降 22年	30年		<p>1建築物の耐久計画：建築物の耐久計画に関する考え方（昭和63年10月 日本建築学会） 2減価償却：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（改正：令和2年3月31日 財務省令第26号） 3学校施設財産処分：学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～（平成25年3月 文部科学省） 4公営住宅法：公営住宅法施行令（改正：令和5年9月13日 政令第280号） 5都市再開発法：都市再開発法施行令（改正：令和4年2月2日 政令第37号） 表4-7「各種法令等による躯体構造別の耐用年数」を修正</p> <p>表4-7 各種法令等による躯体構造別の耐用年数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <th></th> <th>建築物の 耐久計画</th> <th>減価償却</th> <th>学校施設 財産処分</th> <th>公営 住宅法</th> <th>都市 再開発法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋鉄骨コンクリート造</td> <td>60年</td> <td>事務所用 50年</td> <td>H12年以前 60年 H13年以降 47年</td> <td>耐火 70年</td> <td>事務所 図書館等 50年</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鉄骨造</td> <td rowspan="3">重量鉄骨 (肉厚6mm以上) 60年 軽量鉄骨 (肉厚6mm未満) 40年</td> <td rowspan="3"></td> <td>事務所用 (肉厚4mm超) 38年</td> <td rowspan="3">H12年以前 40年 H13年以降 34年</td> <td rowspan="3">準耐火 45年</td> <td rowspan="3">事務所 図書館等 38年</td> </tr> <tr> <td>事務所用 (肉厚3mm超) 30年</td> </tr> <tr> <td>事務所用 (肉厚3mm以下) 22年</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>住宅 事務所 病院 40年</td> <td></td> <td>事務所用 24年</td> <td>H12年以前 24年 H13年以降 22年</td> <td>30年</td> </tr> </tbody> </table>	構造	1	2	3	4	5		建築物の 耐久計画	減価償却	学校施設 財産処分	公営 住宅法	都市 再開発法	鉄筋鉄骨コンクリート造	60年	事務所用 50年	H12年以前 60年 H13年以降 47年	耐火 70年	事務所 図書館等 50年	鉄骨造	重量鉄骨 (肉厚6mm以上) 60年 軽量鉄骨 (肉厚6mm未満) 40年		事務所用 (肉厚4mm超) 38年	H12年以前 40年 H13年以降 34年	準耐火 45年	事務所 図書館等 38年	事務所用 (肉厚3mm超) 30年	事務所用 (肉厚3mm以下) 22年	木造	住宅 事務所 病院 40年		事務所用 24年	H12年以前 24年 H13年以降 22年	30年	
構造	1	2	3	4	5	6																																																																				
	建築物の 耐久計画	建築工事 標準仕様書	減価償却	学校施設 財産処分	公営 住宅法	都市 再開発法																																																																				
鉄筋鉄骨コンクリート造	60年	65年	事務所用 50年	H12年以前 60年 H13年以降 47年	耐火 70年	事務所 図書館等 50年																																																																				
鉄骨造	重量鉄骨 (肉厚6mm以上) 60年 軽量鉄骨 (肉厚6mm未満) 40年		事務所用 (肉厚4mm超) 38年	H12年以前 40年 H13年以降 34年	準耐火 45年	事務所 図書館等 38年																																																																				
			事務所用 (肉厚3mm超) 30年																																																																							
			事務所用 (肉厚3mm以下) 22年																																																																							
木造	住宅 事務所 病院 40年		事務所用 24年	H12年以前 24年 H13年以降 22年	30年																																																																					
構造	1	2	3	4	5																																																																					
	建築物の 耐久計画	減価償却	学校施設 財産処分	公営 住宅法	都市 再開発法																																																																					
鉄筋鉄骨コンクリート造	60年	事務所用 50年	H12年以前 60年 H13年以降 47年	耐火 70年	事務所 図書館等 50年																																																																					
鉄骨造	重量鉄骨 (肉厚6mm以上) 60年 軽量鉄骨 (肉厚6mm未満) 40年		事務所用 (肉厚4mm超) 38年	H12年以前 40年 H13年以降 34年	準耐火 45年	事務所 図書館等 38年																																																																				
			事務所用 (肉厚3mm超) 30年																																																																							
			事務所用 (肉厚3mm以下) 22年																																																																							
木造	住宅 事務所 病院 40年		事務所用 24年	H12年以前 24年 H13年以降 22年	30年																																																																					
43	53ページ 4-9 公共施設の長寿命化 に向けての取組方針 (2) 施設保全の方針 ①目標使用年数の設定	<p>そこで、次表に示す「保全区分別の耐用年数の考え方」を踏まえ、建築物構造別の目標耐用年数を設定します。 なお、建築物の個別の劣化状況や機能劣化への対応状況等に対する費用対効果などを総合的に判断した上で、設定した耐用年数に満たない時期での建替えや除却を可能とするものとします。</p>	<p>そこで、表4-10に示す「保全区分別の使用年数の考え方」を踏まえ、表4-11のとおり建築物構造別の目標使用年数を設定します。 なお、建築物の個別の劣化状況や機能劣化への対応状況等に対する費用対効果などを総合的に判断した上で、設定した使用年数に満たない時期においても、建替えを可能とするものとします。 また、設定した使用年数に満たない時期において、敷地の有効活用等のために必要な場合においては除却を可能とします。</p>																																																																							
44	53ページ 4-9 公共施設の長寿命化 に向けての取組方針 (2) 施設保全の方針 ①目標使用年数の設定 表4-10 保全区分別の 使用年数の考え方 表4-11 建築物構造別の 目標使用年数	<p>表4-10 保全区分別の耐用年数の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保全区分</th> <th>耐用年数の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①方向性検討施設</td> <td>方向性が決定するまでは、法定耐用年数を延長して施設を利用するための改修等は実施せず、必要に応じて安全性を損なわないような最低限の修繕を行う。</td> </tr> <tr> <td>②事後保全施設</td> <td>法定耐用年数を目安とする。</td> </tr> <tr> <td>③予防保全施設</td> <td>長寿命化によって法定耐用年数を延伸する必要があるため、「建築物の耐久計画に関する考え方」（1988年10月 日本建築学会）を参考としつつ、構造別に設定する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4-11 建築物構造別の目標耐用年数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>事後保全施設</th> <th>予防保全施設 (長寿命化)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造</td> <td>50年</td> <td>60年 ※学校施設は80年 市営住宅は70年</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造</td> <td>38年</td> <td>60年 ※学校施設は80年 市営住宅は70年</td> </tr> <tr> <td>木造、その他</td> <td>24年</td> <td>40年</td> </tr> </tbody> </table>	保全区分	耐用年数の考え方	①方向性検討施設	方向性が決定するまでは、法定耐用年数を延長して施設を利用するための改修等は実施せず、必要に応じて安全性を損なわないような最低限の修繕を行う。	②事後保全施設	法定耐用年数を目安とする。	③予防保全施設	長寿命化によって法定耐用年数を延伸する必要があるため、「建築物の耐久計画に関する考え方」（1988年10月 日本建築学会）を参考としつつ、構造別に設定する。	構造	事後保全施設	予防保全施設 (長寿命化)	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	50年	60年 ※学校施設は80年 市営住宅は70年	鉄骨造	38年	60年 ※学校施設は80年 市営住宅は70年	木造、その他	24年	40年	<p>表4-10「保全区分別の使用年数の考え方」、表4-11「建築物構造別の目標使用年数」を修正</p> <p>表4-10 保全区分別の使用年数の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保全区分</th> <th>使用年数の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>方向性検討施設</td> <td>方向性が決定するまでの間は、法定耐用年数を延長して施設を利用するための改修等は実施せず、必要に応じて利用者の安全性を損なわないような最低限の修繕を行う。 使用年数：法定耐用年数を目安</td> </tr> <tr> <td>事後保全施設</td> <td>法定耐用年数を延長して施設を利用するための改修等は実施せず、必要に応じて利用者の安全性を損なわないような最低限の修繕を行う。 使用年数：法定耐用年数を目安</td> </tr> <tr> <td>予防保全施設</td> <td>長寿命化により、法定耐用年数を超過して施設を使用するため、「建築物の耐久計画に関する考え方」（1988年10月日本建築学会）を参考にすることで構造別に設定する。 使用年数：法定耐用年数を延長した目標使用年数を構造別に設定</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4-11 建築物構造別の目標使用年数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>事後保全施設</th> <th>予防保全施設 (長寿命化)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造</td> <td>50年</td> <td>60年 学校施設 80年 市営住宅 70年</td> </tr> <tr> <td>鉄骨造</td> <td>38年</td> <td>60年 学校施設 80年 市営住宅 45年 40年</td> </tr> <tr> <td>木造、その他</td> <td>24年</td> <td>市営住宅 〔木造〕 30年 〔コンクリートブロック造〕 30年（平屋建） 45年（2階建）</td> </tr> </tbody> </table>	保全区分	使用年数の考え方	方向性検討施設	方向性が決定するまでの間は、法定耐用年数を延長して施設を利用するための改修等は実施せず、必要に応じて利用者の安全性を損なわないような最低限の修繕を行う。 使用年数：法定耐用年数を目安	事後保全施設	法定耐用年数を延長して施設を利用するための改修等は実施せず、必要に応じて利用者の安全性を損なわないような最低限の修繕を行う。 使用年数：法定耐用年数を目安	予防保全施設	長寿命化により、法定耐用年数を超過して施設を使用するため、「建築物の耐久計画に関する考え方」（1988年10月日本建築学会）を参考にすることで構造別に設定する。 使用年数：法定耐用年数を延長した目標使用年数を構造別に設定	構造	事後保全施設	予防保全施設 (長寿命化)	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	50年	60年 学校施設 80年 市営住宅 70年	鉄骨造	38年	60年 学校施設 80年 市営住宅 45年 40年	木造、その他	24年	市営住宅 〔木造〕 30年 〔コンクリートブロック造〕 30年（平屋建） 45年（2階建）																															
保全区分	耐用年数の考え方																																																																									
①方向性検討施設	方向性が決定するまでは、法定耐用年数を延長して施設を利用するための改修等は実施せず、必要に応じて安全性を損なわないような最低限の修繕を行う。																																																																									
②事後保全施設	法定耐用年数を目安とする。																																																																									
③予防保全施設	長寿命化によって法定耐用年数を延伸する必要があるため、「建築物の耐久計画に関する考え方」（1988年10月 日本建築学会）を参考としつつ、構造別に設定する。																																																																									
構造	事後保全施設	予防保全施設 (長寿命化)																																																																								
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	50年	60年 ※学校施設は80年 市営住宅は70年																																																																								
鉄骨造	38年	60年 ※学校施設は80年 市営住宅は70年																																																																								
木造、その他	24年	40年																																																																								
保全区分	使用年数の考え方																																																																									
方向性検討施設	方向性が決定するまでの間は、法定耐用年数を延長して施設を利用するための改修等は実施せず、必要に応じて利用者の安全性を損なわないような最低限の修繕を行う。 使用年数：法定耐用年数を目安																																																																									
事後保全施設	法定耐用年数を延長して施設を利用するための改修等は実施せず、必要に応じて利用者の安全性を損なわないような最低限の修繕を行う。 使用年数：法定耐用年数を目安																																																																									
予防保全施設	長寿命化により、法定耐用年数を超過して施設を使用するため、「建築物の耐久計画に関する考え方」（1988年10月日本建築学会）を参考にすることで構造別に設定する。 使用年数：法定耐用年数を延長した目標使用年数を構造別に設定																																																																									
構造	事後保全施設	予防保全施設 (長寿命化)																																																																								
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	50年	60年 学校施設 80年 市営住宅 70年																																																																								
鉄骨造	38年	60年 学校施設 80年 市営住宅 45年 40年																																																																								
木造、その他	24年	市営住宅 〔木造〕 30年 〔コンクリートブロック造〕 30年（平屋建） 45年（2階建）																																																																								

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯
45	54ページ 4-9 公共施設の長寿命化 に向けての取組方針 (2) 施設保全の方針 ②本計画の対象とする改修・修繕の範囲	本計画では、次表に示すとおり、建築物の保全区分に応じた方針に従い、修繕・改修を行います。	本計画では、次表に示すとおり、建築物の保全区分に応じた方針に 基づき 、修繕・改修を行います。	
46	54ページ 4-9 公共施設の長寿命化 に向けての取組方針 (2) 施設保全の方針 ②本計画の対象とする改修・修繕の範囲 表4-13 保全区分別の修繕・改修の実施方針	保全区分「予防保全施設」における対象部位「不具合や故障が生じる前に修繕等を行い、性能・機能を所定の状態にするなどの措置を講じることが必要な部位」	保全区分「 予防保全施設 」における対象部位「 耐用年数等を考慮し、定期的に修繕等を実施する部位。点検等により状態を把握し、不具合・故障の兆候が一定の状態を超えた場合に修繕等を実施する部位。 」	
47	55ページ 4-9 公共施設の長寿命化 に向けての取組方針 (2) 施設保全の方針 ③ 長寿命化に向けた改修周期と改修内容の考え方 図4-12 改修計画のイメージ	方向性検討施設「方向性が決定するまでは、必要に応じた修繕を行う（事後保全施設と同じ扱い）」	方向性検討施設「方向性が決定するまでは、 安全性の確保を前提とした必要最低限の修繕 を実施する（事後保全施設と同様）」	
48	56ページ 4-9 公共施設の長寿命化 に向けての取組方針 (2) 施設保全の方針 ④施設整備の水準	改修、更新（建替え）の実施にあたっては、躯体の経年劣化の回復やライフラインの更新等といった建築物を建設当初の水準に戻すだけでなく、耐久性に優れた仕上げ材への取替えや耐震対策、防災機能の強化、省エネルギー化、バリアフリー化等の性能の向上といった現在の社会的ニーズに対応するため、基本的性能の向上も図ります。	躯体の経年劣化の回復 やライフラインの更新等といった建築物を建設当初の水準に復旧するだけでなく、耐久性に優れた仕上材への取替えや耐震対策、防災機能の強化、省エネルギー化、バリアフリー化等の性能の向上といった現在の社会的ニーズに対応するため、基本的性能の向上も図ります。	
49	57ページ 4-9 公共施設の長寿命化 に向けての取組方針 (2) 施設保全の方針 ④施設整備の水準	また、既存建築物の改修等においては、次に示す長寿命化の重点事項のうち適用可能な設計を選択して採用することとします。 長寿命化の設計に関する重点事項及び部位・部材の標準水準は、次表に示すとおりです。	また、既存建築物の改修等においては、 長寿命化に必要な性能を備えた部位・部材及び設備のうち、適用可能な範囲で採用することとします。 このことを踏まえ 、長寿命化の設計に関する重点事項及び部位・部材別の標準水準は、次表に示すとおりとします。	
50	58ページ 4-9 公共施設の長寿命化 に向けての取組方針 (3) 年間予算上限を踏まえた対策の優先順位の考え方	今後、3つの保全区分に応じた対策の内容や実施時期、改修等の方針に基づき、施設別の年次計画を定め、進捗の管理を行っていきます。（第6章「保全計画」） 施設の方向性が明確に示されている「予防保全施設」及び「事後保全施設」では、改修や建替、除却等、必要とされる対策を計画する年度に実施することとなりますが、本市の厳しい財政状況を踏まえると、各年度において対策の全てを実施することは困難であり、実際には計画どおり対策を実施できる施設とできない施設の差が生じてしまうような事態が想定されます。また、計画期間内に生じる対策費用について、一部の年度に集中するような状況を避け、費用の平準化を図るために、対策の実施時期を調整する必要があります。 そこで、本市の施設整備に係る年間予算を踏まえ、優先的に行う施設、実施時期を前倒し又は先送りする施設を選別するための「対策の優先順位の考え方」を次図のとおり定めます。 第6章の「保全ロードマップ」では、この考え方に基づき、改修等の実施時期の調整を図ります。	「 予防保全施設 」、「 事後保全施設 」、「 方向性検討施設 」の3つの保全区分に応じた対策の内容や実施時期、改修等の方針に基づき、 第6章 施設分類別保全計画（保全ロードマップ） を定め、 個別施設ごとに対策を実施していきます。 施設の方向性が明確に示されている「予防保全施設」及び「事後保全施設」では、改修や更新、除却等 の必要とされる対策 を計画する年度に実施することとなりますが、本市の 財政状況 を踏まえると、 計画のとおり対策を実施することができない施設が生じることも 想定されます。また、計画期間内に 要する 対策費用について、一部の年度に集中するような状況を避け、費用の平準化を図るために、対策の実施時期を調整する必要があります。 そこで、本市の施設整備に 費やすことのできる 年間予算を踏まえ、優先的に 対策 を行う施設、実施時期を 先送りする 施設を選別するための「対策の優先順位の考え方」を次図のとおり定めます。 第6章「 施設分類別保全計画（保全ロードマップ） 」では、この考え方に基づき、改修等の実施時期の調整を図ります。	
51	60ページ 4-9 公共施設の長寿命化 に向けての取組方針 (3) 年間予算上限を踏まえた対策の優先順位の考え方 ④第4段階：施設重要度に基づく年度別改修優先度の設定	ここで整理された全ての対策について、設定した年度内に実施することが適切であるといえますが、本市の財政状況を踏まえると、公共施設の整備等に費やすことのできる年間予算には上限があることから、実際には、これら全ての対策を予定どおりに実施することは困難となることが推測されます。 (省略) ただし、学校などの大規模な施設の改修等にあたっては、費用も多額となり年間予算上限額を超過する年度も想定されます。このような場合は、財源確保が可能な場合に限り、年間予算上限額を超えても先送りすることなく計画的に対策を行います。	ここで整理された全ての対策について、 本来であれば 設定した年度内に実施することが適切であります。本市の財政状況を踏まえると、公共施設の整備等に費やすことのできる年間予算には上限があることから、実際には、これら全ての対策を予定どおりに実施することは困難となることが推測されます。 (省略) ただし、学校などの大規模な施設の改修等にあたっては、費用も多額となることから、 年間予算上限額の範囲内で実施すると、他の多くの施設の対策を先送りする必要があります。このため、財源確保が可能な場合に限り、年間予算上限額を超えても対策を行うこととします。	

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯												
52	61ページ 4-9 公共施設の長寿命化に向けての取組方針 (3) 年間予算上限を踏まえた対策の優先順位の考え方 ④第4段階：施設重要度に基づく年度別改修優先度の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・予防保全施設、事後保全施設、方向性検討施設のうち、対策の優先順位の選定対象は、予防保全施設及び事後保全施設（最適配置の方向性が明確に定まっている施設）の2分類とします。 ・事後保全施設のうち、最適配置の方向性が明確化されていない施設及び方向性検討施設については、具体的な最適配置の方向性が決定するまでは、改修等の対策を行いません。そのため、対策の優先順位の選定対象から除外するものとします。 ・今後、施設の存続を含む具体的な方向性が決定した段階で、改めて予防保全施設及び事後保全施設のいずれかに分類し、以降は同様に施設重要度の点数化の算出及び対策の優先度の判定を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>予防保全施設</u>」、「<u>事後保全施設</u>」、「<u>方向性検討施設</u>」のうち、対策の優先順位の選定対象は、予防保全施設及び<u>事後保全施設</u>の2分類とします。 ・<u>方向性検討施設については、具体的な方向性が決定するまでは、改修等の対策を行いません。</u>今後、施設の存続を含む具体的な方向性が決定した段階で、改めて予防保全施設及び事後保全施設のいずれかに分類し、<u>施設重要度の点数化</u>の算出及び対策の優先度の判定を行います。 													
53	62ページ 4-9 公共施設の長寿命化に向けての取組方針 (3) 年間予算上限を踏まえた対策の優先順位の考え方 ④第4段階：施設重要度に基づく年度別改修優先度の設定 【①施設重要度】 イ、防災拠点性	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の公共施設については、「北杜市地域防災計画」（年月）において防災拠点に位置づけられており、災害発生時に備え、施設の機能や性能を一定の水準に維持し続けることが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の公共施設に<u>おいては</u>、「北杜市地域防災計画」（<u>令和5年3月</u>）において防災拠点に位置づけられており、災害発生時に備え、施設の機能や性能を一定の水準に維持し続けることが求められています。 													
54	62ページ 4-9 公共施設の長寿命化に向けての取組方針 (3) 年間予算上限を踏まえた対策の優先順位の考え方 ④第4段階：施設重要度に基づく年度別改修優先度の設定 【①施設重要度】 イ、防災拠点性 表4-18 防災拠点性の内訳	<p style="text-align: center;">表4-18 防災拠点性の内訳</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>防災拠点性・点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部・現地対策本部*もしくは避難所（屋内）に指定される施設</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>上記に指定されない施設</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※「北杜市地域防災計画」では、現地災害対策本部は、被災地に近い支所等の公共施設を利用して設定するものとされている。ここでは総合支所及び出張所の使用を想定する。</p>	分類	防災拠点性・点数	災害対策本部・現地対策本部*もしくは避難所（屋内）に指定される施設	2	上記に指定されない施設	1	<p>「北杜市地域防災計画」に準拠した内容に修正</p> <p>「※「北杜市地域防災計画」では、<u>現地災害対策本部は、被災地に近い支所等の公共施設を利用して設定するものとされている。ここでは総合支所及び出張所の使用を想定する。</u>」を削除</p> <p style="text-align: center;">表4-18 防災拠点性の内訳</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>防災拠点性・点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部、避難所、緊急避難場所（屋内）、福祉避難所に指定される施設</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>上記に指定されない施設</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	分類	防災拠点性・点数	災害対策本部、避難所、緊急避難場所（屋内）、福祉避難所に指定される施設	2	上記に指定されない施設	1	
分類	防災拠点性・点数															
災害対策本部・現地対策本部*もしくは避難所（屋内）に指定される施設	2															
上記に指定されない施設	1															
分類	防災拠点性・点数															
災害対策本部、避難所、緊急避難場所（屋内）、福祉避難所に指定される施設	2															
上記に指定されない施設	1															
55	64ページ 4-9 公共施設の長寿命化に向けての取組方針 (3) 年間予算上限を踏まえた対策の優先順位の考え方 ④第4段階：施設重要度に基づく年度別改修優先度の設定 【②劣化度評価】 【③対策の優先順位点の算出】	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②で算出した点数を次の式に当てはめることで、各施設の獲得点を算出します。 ・獲得点数が高いほど、対策の優先順位が高いものと判断します。 ・仮に同じ点数が得られた場合には、建築年の古い施設ほど対策の優先順位が高い施設と判断します。（省略） ・劣化評価度については、定期的に総合劣化度評価結果を見直すことで（劣化状況調査を定期的に行うことで）、最新の施設の劣化状況を反映することを見込みます。 ・施設重要度の低い施設については、仮に劣化が進行しても、複数年に渡って対策が先送りされ、いずれの対策も行わずに数年が経過するような状況となることも見込まれます。このような場合、新・行政改革大綱における考え方に基づき、対策を行っていない状態で築40年以上を迎えた施設は、廃止を検討（事後保全施設に分類変更）することを基本とします。 	<p><u>①施設重要度、②劣化度評価において算出した点数を、次の式のとおり乗じることで各施設の対策の優先順位点を決定します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>優先順位点数が高い順に</u>、対策の優先順位が高いものと判断します。 ・<u>算出の結果、同じ点数が得られた場合には、建築年の古い施設から</u>対策の優先順位が高い施設と判断します。（省略） ・<u>劣化度評価</u>については、定期的に総合劣化度評価結果を見直す（劣化状況調査を定期的<u>に実施</u>）ことで、最新の施設の劣化状況を反映することを見込みます。 ・施設重要度の低い施設については、<u>複数年にわたって対策が先送りされ</u>、いずれの対策も行わずに数年が経過するような状況となることも見込まれます。このような場合、新・行政改革大綱における考え方に基づき、対策を行っていない状態で<u>建築後40年以上</u>を迎えた施設は、廃止を検討（事後保全施設に分類変更）することを基本とします。 													
56	65ページ 施設分類別最適配置計画における注意点 (1) 対象施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> 「災害対策本部」災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認める場合に設置する施設 「現地対策本部」災害対策本部長が現地での指揮、調整等が特に必要と判断した場合に設置する施設 「緊急避難所」災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所 「福祉避難所」避難所での避難生活が困難な要配慮者のための公共施設、既存の避難所のスペース 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害対策本部」災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>災害対策基本法に基づき</u>設置する施設 「<u>避難所</u>」避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の<u>場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設</u> 「緊急避難場所」災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所<u>※本計画では、建物を有しない緊急避難場所は対象外とする。</u> 「福祉避難所」避難所での避難生活が困難な要配慮者のための施設、又は既存の避難所のスペース 													

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																										
57	67ページ 施設分類別最適配置計画 における注意点 (4) 個別施設の方向性と 取組時期	<p>(建物)</p> <table border="1"> <tr> <td>維持</td> <td>当該建築物の使用を継続する</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>当該建築物を建替える</td> </tr> <tr> <td>改修</td> <td>改修を実施する ※最適配置ロードマップにおける改修の実施時期は、各施設を構成する代表棟1棟の方向性を記載しています。このため、複数の棟で構成される施設の場合、第6章「施設分類別保全計画(保全ロードマップ)」で示す改修時期と異なる棟が存在する場合があります。また、1棟のみで構成される施設については、劣化の著しい部位の改修を前倒して計画する場合がありますため、本章と第6章にて示される改修実施時期に差異が生じることとなります。</td> </tr> <tr> <td>新築</td> <td>新たに建築物を整備する</td> </tr> <tr> <td>除却</td> <td>当該建築物を除却する</td> </tr> <tr> <td>複合化・多機能化</td> <td>複数の機能を建築物に集約する</td> </tr> <tr> <td>転用</td> <td>普通財産や未利用施設に他の機能を移転して、新たな用途、もしくは他の機能として建築物を活用する</td> </tr> <tr> <td>民間移管・譲渡</td> <td>当該建築物を民間に移管・譲渡する(売却を含む)</td> </tr> <tr> <td>地元移管・譲渡</td> <td>当該建築物を地元(市民等)に移管・譲渡する(売却を含む)</td> </tr> <tr> <td>広域連携</td> <td>周辺自治体で共同により建築物を維持する</td> </tr> <tr> <td>検討</td> <td>現段階で具体的な方向性が定まっていないため、今後の建築物の方向性を検討する</td> </tr> </table>	維持	当該建築物の使用を継続する	更新	当該建築物を建替える	改修	改修を実施する ※最適配置ロードマップにおける改修の実施時期は、各施設を構成する代表棟1棟の方向性を記載しています。このため、複数の棟で構成される施設の場合、第6章「施設分類別保全計画(保全ロードマップ)」で示す改修時期と異なる棟が存在する場合があります。また、1棟のみで構成される施設については、劣化の著しい部位の改修を前倒して計画する場合がありますため、本章と第6章にて示される改修実施時期に差異が生じることとなります。	新築	新たに建築物を整備する	除却	当該建築物を除却する	複合化・多機能化	複数の機能を建築物に集約する	転用	普通財産や未利用施設に他の機能を移転して、新たな用途、もしくは他の機能として建築物を活用する	民間移管・譲渡	当該建築物を民間に移管・譲渡する(売却を含む)	地元移管・譲渡	当該建築物を地元(市民等)に移管・譲渡する(売却を含む)	広域連携	周辺自治体で共同により建築物を維持する	検討	現段階で具体的な方向性が定まっていないため、今後の建築物の方向性を検討する	<p>表中、「改修」を「大規模改修」に修正、「地元移管・譲渡」の項目を削除</p> <p>(建物)</p> <table border="1"> <tr> <td>維持</td> <td>当該建築物の使用を継続する</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td>当該建築物を建替える</td> </tr> <tr> <td>大規模改修</td> <td>改修を実施する ※最適配置ロードマップにおける改修の実施時期は、各施設を構成する代表棟1棟の方向性を記載しています。このため、複数の棟で構成される施設の場合、第6章「施設分類別保全計画(保全ロードマップ)」で示す改修時期と異なる棟が存在する場合があります。また、1棟のみで構成される施設については、劣化の著しい部位の改修を前倒して計画する場合がありますため、本章と第6章にて示される改修実施時期に差異が生じることとなります。</td> </tr> <tr> <td>新築</td> <td>新たに建築物を整備する</td> </tr> <tr> <td>除却</td> <td>当該建築物を除却する</td> </tr> <tr> <td>複合化・多機能化</td> <td>複数の機能を建築物に集約する</td> </tr> <tr> <td>転用</td> <td>普通財産や未利用施設に他の機能を移転して、新たな用途、もしくは他の機能として建築物を活用する</td> </tr> <tr> <td>民間移管・譲渡</td> <td>当該建築物を民間に移管・譲渡する(売却を含む)</td> </tr> <tr> <td>広域連携</td> <td>周辺自治体で共同により建築物を維持する</td> </tr> <tr> <td>検討</td> <td>現段階で具体的な方向性が定まっていないため、今後の建築物の方向性を検討する</td> </tr> </table>	維持	当該建築物の使用を継続する	更新	当該建築物を建替える	大規模改修	改修を実施する ※最適配置ロードマップにおける改修の実施時期は、各施設を構成する代表棟1棟の方向性を記載しています。このため、複数の棟で構成される施設の場合、第6章「施設分類別保全計画(保全ロードマップ)」で示す改修時期と異なる棟が存在する場合があります。また、1棟のみで構成される施設については、劣化の著しい部位の改修を前倒して計画する場合がありますため、本章と第6章にて示される改修実施時期に差異が生じることとなります。	新築	新たに建築物を整備する	除却	当該建築物を除却する	複合化・多機能化	複数の機能を建築物に集約する	転用	普通財産や未利用施設に他の機能を移転して、新たな用途、もしくは他の機能として建築物を活用する	民間移管・譲渡	当該建築物を民間に移管・譲渡する(売却を含む)	広域連携	周辺自治体で共同により建築物を維持する	検討	現段階で具体的な方向性が定まっていないため、今後の建築物の方向性を検討する	
維持	当該建築物の使用を継続する																																													
更新	当該建築物を建替える																																													
改修	改修を実施する ※最適配置ロードマップにおける改修の実施時期は、各施設を構成する代表棟1棟の方向性を記載しています。このため、複数の棟で構成される施設の場合、第6章「施設分類別保全計画(保全ロードマップ)」で示す改修時期と異なる棟が存在する場合があります。また、1棟のみで構成される施設については、劣化の著しい部位の改修を前倒して計画する場合がありますため、本章と第6章にて示される改修実施時期に差異が生じることとなります。																																													
新築	新たに建築物を整備する																																													
除却	当該建築物を除却する																																													
複合化・多機能化	複数の機能を建築物に集約する																																													
転用	普通財産や未利用施設に他の機能を移転して、新たな用途、もしくは他の機能として建築物を活用する																																													
民間移管・譲渡	当該建築物を民間に移管・譲渡する(売却を含む)																																													
地元移管・譲渡	当該建築物を地元(市民等)に移管・譲渡する(売却を含む)																																													
広域連携	周辺自治体で共同により建築物を維持する																																													
検討	現段階で具体的な方向性が定まっていないため、今後の建築物の方向性を検討する																																													
維持	当該建築物の使用を継続する																																													
更新	当該建築物を建替える																																													
大規模改修	改修を実施する ※最適配置ロードマップにおける改修の実施時期は、各施設を構成する代表棟1棟の方向性を記載しています。このため、複数の棟で構成される施設の場合、第6章「施設分類別保全計画(保全ロードマップ)」で示す改修時期と異なる棟が存在する場合があります。また、1棟のみで構成される施設については、劣化の著しい部位の改修を前倒して計画する場合がありますため、本章と第6章にて示される改修実施時期に差異が生じることとなります。																																													
新築	新たに建築物を整備する																																													
除却	当該建築物を除却する																																													
複合化・多機能化	複数の機能を建築物に集約する																																													
転用	普通財産や未利用施設に他の機能を移転して、新たな用途、もしくは他の機能として建築物を活用する																																													
民間移管・譲渡	当該建築物を民間に移管・譲渡する(売却を含む)																																													
広域連携	周辺自治体で共同により建築物を維持する																																													
検討	現段階で具体的な方向性が定まっていないため、今後の建築物の方向性を検討する																																													
58	67ページ 施設分類別最適配置計画 における注意点 【参考】計画期間内に新築 が予定される施設	<p>【参考】計画期間内に新築が予定される施設</p> <p>○以下の施設は、計画期間内に新築が予定されるものです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>施設分類</th> <th>施設名称</th> <th>延床面積 (見込)</th> <th>完成予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>子育て支援施設</td> <td>北杜市子どもランド</td> <td>750 m²</td> <td>令和7年3月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>その他</td> <td>北杜市子どもパーク</td> <td>建物無し</td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>スポーツ施設</td> <td>長坂総合スポーツ公園管理施設</td> <td>196.19 m²</td> <td>令和5年12月</td> </tr> </tbody> </table>	NO	施設分類	施設名称	延床面積 (見込)	完成予定時期	1	子育て支援施設	北杜市子どもランド	750 m ²	令和7年3月	2	その他	北杜市子どもパーク	建物無し	//	3	スポーツ施設	長坂総合スポーツ公園管理施設	196.19 m ²	令和5年12月	<p>表中の北杜市子どもランドの延床面積(見込)及び完成予定時期を削除、北杜市子どもパーク及び長坂総合スポーツ公園管理施設の完成予定時期を修正</p> <p>【参考】計画期間内に新築が予定される施設</p> <p>○以下の施設は、計画期間内に新築が予定されるものです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>施設分類</th> <th>施設名称</th> <th>延床面積 (見込)</th> <th>完成予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>子育て支援施設</td> <td>北杜市子どもランド</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>その他</td> <td>北杜市子どもパーク</td> <td>建物無し</td> <td>令和7年9月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>スポーツ施設</td> <td>長坂総合スポーツ公園管理施設</td> <td>196.19 m²</td> <td>令和6年3月</td> </tr> </tbody> </table>	NO	施設分類	施設名称	延床面積 (見込)	完成予定時期	1	子育て支援施設	北杜市子どもランド	-	-	2	その他	北杜市子どもパーク	建物無し	令和7年9月	3	スポーツ施設	長坂総合スポーツ公園管理施設	196.19 m ²	令和6年3月	「北杜市子どもランド」の建設が未定であるため削除。		
NO	施設分類	施設名称	延床面積 (見込)	完成予定時期																																										
1	子育て支援施設	北杜市子どもランド	750 m ²	令和7年3月																																										
2	その他	北杜市子どもパーク	建物無し	//																																										
3	スポーツ施設	長坂総合スポーツ公園管理施設	196.19 m ²	令和5年12月																																										
NO	施設分類	施設名称	延床面積 (見込)	完成予定時期																																										
1	子育て支援施設	北杜市子どもランド	-	-																																										
2	その他	北杜市子どもパーク	建物無し	令和7年9月																																										
3	スポーツ施設	長坂総合スポーツ公園管理施設	196.19 m ²	令和6年3月																																										
59	68～173ページ 施設分類別最適配置計画 (最適配置ロードマップ)		保全ロードマップとの整合や施設所管課との協議の結果等を踏まえ、精査した上で全体的に修正	最適配置ロードマップは全体を通じて修正を実施																																										
60	80ページ 対象施設の現状・課題 (図書館)	<p>(2) 対象施設の現状・課題</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中分類</th> <th>現状・課題</th> <th>本市の設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館は、市民の教育と文化の発展に寄与する施設であり、すべて複合施設となっています。 現在、北杜市立図書館適正配置等検討委員会で、今後の方針が検討されています。 今後、北杜市立図書館適正配置等検討委員会の検討結果を踏まえた最適配置を検討するとともに、市民の教育・文化の拠点施設として、機能の強化・充実を図る必要があります。</td> <td>8箇所</td> </tr> </tbody> </table>	中分類	現状・課題	本市の設置数	図書館	図書館は、市民の教育と文化の発展に寄与する施設であり、すべて複合施設となっています。 現在、北杜市立図書館適正配置等検討委員会で、今後の方針が検討されています。 今後、北杜市立図書館適正配置等検討委員会の検討結果を踏まえた最適配置を検討するとともに、市民の教育・文化の拠点施設として、機能の強化・充実を図る必要があります。	8箇所	<p>(2) 対象施設の現状・課題</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中分類</th> <th>現状・課題</th> <th>本市の設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書館</td> <td>図書館は、市民の教育と文化の発展に寄与する施設であり、すべて複合施設となっています。 北杜市立図書館適正配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、市民の教育・文化の拠点施設として、機能の強化・充実を図る必要があります。</td> <td>8箇所</td> </tr> </tbody> </table>	中分類	現状・課題	本市の設置数	図書館	図書館は、市民の教育と文化の発展に寄与する施設であり、すべて複合施設となっています。 北杜市立図書館適正配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、市民の教育・文化の拠点施設として、機能の強化・充実を図る必要があります。	8箇所																															
中分類	現状・課題	本市の設置数																																												
図書館	図書館は、市民の教育と文化の発展に寄与する施設であり、すべて複合施設となっています。 現在、北杜市立図書館適正配置等検討委員会で、今後の方針が検討されています。 今後、北杜市立図書館適正配置等検討委員会の検討結果を踏まえた最適配置を検討するとともに、市民の教育・文化の拠点施設として、機能の強化・充実を図る必要があります。	8箇所																																												
中分類	現状・課題	本市の設置数																																												
図書館	図書館は、市民の教育と文化の発展に寄与する施設であり、すべて複合施設となっています。 北杜市立図書館適正配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、市民の教育・文化の拠点施設として、機能の強化・充実を図る必要があります。	8箇所																																												

61 81ページ
最適配置方針（図書館）

(3) 最適配置方針

① 図書館

最適配置方針
・北杜市立図書館最適配置等検討委員会における検討結果を踏まえ、中核的な図書館を3箇所程度、図書館機能を有した複合施設(市民交流施設)を5箇所程度とする。

現在の配置		最適配置後の配置	
8箇所		8箇所 (うち、中核的な図書館3箇所程度)	

具体対策	類似機能共有化	複合化多機能化	移転	転用	民間市民移管(譲渡)	管理運営の民間手法導入	広域連携	廃止	更新新築	大規模改修
		○	○						○	○

北杜市立図書館最適配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、最適配置方針及び最適配置後の配置の文言を修正。

(3) 最適配置方針

① 図書館

最適配置方針
・図書館3箇所(すたま森の図書館、ながさか図書館、金田一春彦記念図書館)は現在の配置を維持し、図書館機能の強化を図る。
・図書館3箇所以外の施設は、第1期に図書館サービスポイント(※)の機能を備えた地域住民の情報共有、相互支援及び意見交換を行う共有の場「コミュニティ・commons」に運営体制を変更する。
※利用者が図書館サービスを受ける場

現在の配置		最適配置後の配置	
8箇所		図書館3箇所 コミュニティ・commons 5箇所	

具体対策	類似機能共有化	複合化多機能化	移転	転用	民間市民移管(譲渡)	管理運営の民間手法導入	広域連携	廃止	更新新築	大規模改修
		○	○						○	○

62 83ページ
施設分類別最適配置計画(最適配置ロードマップ) 図書館

No.	施設名	建築年度	安全区分	分類	最適配置・長期計画		第1期 2024~2031		第2期 2032~2041		第3期 2042~2051	
					方向性	取組内容	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	明野図書館	1987	方向性検討施設	機能維持 建物検討	第1期に図書館最適配置等検討委員会における検討結果を受けて方針を決定する。建物については、現在の複合先である明野総合支所の方向性に準じ、第2期に明野総合支所に機能の移転を検討する。	図書館最適配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、今後の方針を検討		検討結果に基づき対応				
2	すたま森の図書館	2000	予防保全施設	機能維持 建物改修	第1期に図書館最適配置等検討委員会における検討結果を受けて方針を決定する。建物については、現在の複合先である須玉ふれあい館の方向性に準じ、財政状況を踏まえる中で、第1期前期及び第3期前期での改修を検討する。	改修	複合化・多機能化に向けた検討		改修			
3	たかね図書館	2001	方向性検討施設	機能維持 建物検討	第1期に図書館最適配置等検討委員会における検討結果を受けて方針を決定する。建物については、施設の耐用年数を考慮し、第3期前期に周辺他施設への移転を検討する。	図書館最適配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、今後の方針を検討		検討結果に基づき対応				
4	ながさか図書館	2004	予防保全施設	機能維持 建物改修	第1期に図書館最適配置等検討委員会における検討結果を受けて方針を決定する。建物については、現在の複合先である長坂コミュニティステーションの方向性に準じ、財政状況を踏まえる中で、第1期前期及び第3期前期での改修を検討する。	改修	複合化・多機能化に向けた検討		改修			
5	金田一春彦記念図書館	1998	予防保全施設	機能維持 建物改修	第1期に図書館最適配置等検討委員会における検討結果を受けて方針を決定する。建物については、現在の施設を維持し、施設内への周辺他施設の複合化・多機能化に向けた検討を進め、財政状況を踏まえる中で、第1期前期及び第3期前期での改修を検討する。	改修	複合化・多機能化に向けた検討		改修			
6	小淵沢図書館	1973	予防保全施設	機能維持 建物更新	第1期に図書館最適配置等検討委員会における検討結果を受けて方針を決定する。建物については、現在の複合先である生涯学習センターこがさわの方向性に準じ、財政状況を踏まえる中で、第1期前期での改修及び第3期前期での更新を検討する。	改修	複合化・多機能化に向けた検討		更新			
7	ライブラリーはくしゅう	2003	方向性検討施設	機能維持 建物検討	第1期に図書館最適配置等検討委員会における検討結果を受けて方針を決定する。建物については、現在の複合先である白州総合支所の方向性に準じ、第3期前期での改修を検討する。	図書館最適配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、今後の方針を検討		検討結果に基づき対応				
8	むかわ図書館	2013	予防保全施設	機能維持 建物改修	第1期に図書館最適配置等検討委員会における検討結果を受けて方針を決定する。建物については、現在の複合先である甲斐駒センターせせらぎの方向性に準じ、第2期前期での改修を検討する。	図書館最適配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、今後の方針を検討		改修				

北杜市立図書館最適配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、最適配置ロードマップを修正。

No.	施設名	建築年度	安全区分	分類	最適配置・長期計画		第1期 2024~2031		第2期 2032~2041		第3期 2042~2051	
					方向性	取組内容	前期	後期	前期	後期	前期	後期
1	明野図書館	1987	方向性検討施設	機能維持 建物検討	第1期に、図書館サービスポイントの機能を備えた、地域住民の情報共有、相互支援及び意見交換を行う共有の場「明野コミュニティ・commons」として、運営体制を変更する。建物については、現在の複合先である明野総合支所の方向性に準じ、第2期に明野総合支所に機能の移転を検討する。	図書館最適配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、今後の方針を検討		検討結果に基づき対応				
2	すたま森の図書館	2000	予防保全施設	機能維持 建物改修	現在の配置を維持し、図書館としての機能強化(レファレンス機能の強化、蔵書の集約化による資料の充実)を図る。建物については、現在の複合先である須玉ふれあい館の方向性に準じ、財政状況を踏まえる中で、第1期前期及び第3期前期での改修を検討する。	改修	複合化・多機能化に向けた検討		改修			
3	たかね図書館	2001	方向性検討施設	機能維持 建物検討	第1期に、図書館サービスポイントの機能を備えた、地域住民の情報共有、相互支援及び意見交換を行う共有の場「たかねコミュニティ・commons」として、運営体制を変更する。建物については、施設の耐用年数を考慮し、第3期前期に周辺他施設への移転を検討する。	図書館最適配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、今後の方針を検討		検討結果に基づき対応				
4	ながさか図書館	2004	予防保全施設	機能維持 建物改修	現在の配置を維持し、図書館としての機能強化(レファレンス機能の強化、蔵書の集約化による資料の充実)を図る。建物については、現在の複合先である長坂コミュニティステーションの方向性に準じ、財政状況を踏まえる中で、第1期前期及び第3期前期での改修を検討する。	改修	複合化・多機能化に向けた検討		改修			
5	金田一春彦記念図書館	1998	予防保全施設	機能維持 建物改修	現在の配置を維持し、図書館としての機能強化(レファレンス機能の強化、蔵書の集約化による資料の充実)を図る。建物については、施設内への周辺他施設の複合化・多機能化に向けた検討を進め、財政状況を踏まえる中で、第1期前期及び第3期前期での改修を検討する。	改修	複合化・多機能化に向けた検討		改修			
6	小淵沢図書館	1973	予防保全施設	機能維持 建物更新	第1期に、図書館サービスポイントの機能を備えた、地域住民の情報共有、相互支援及び意見交換を行う共有の場「小淵沢コミュニティ・commons」として、運営体制を変更する。建物については、現在の複合先である生涯学習センターこがさわの方向性に準じ、財政状況を踏まえる中で、第1期前期での改修及び第3期前期での更新を検討する。	改修	複合化・多機能化に向けた検討		更新			
7	ライブラリーはくしゅう	2003	方向性検討施設	機能維持 建物検討	第1期に、図書館サービスポイントの機能を備えた、地域住民の情報共有、相互支援及び意見交換を行う共有の場「白州コミュニティ・commons」として、運営体制を変更する。建物については、現在の複合先である白州総合支所の方向性に準じ、第3期前期での改修もしくは移転を検討する。	図書館最適配置等検討委員会の検討結果を踏まえ、今後の方針を検討		検討結果に基づき対応				
8	むかわ図書館	2013	予防保全施設	機能維持 建物改修	第1期に、図書館サービスポイントの機能を備えた、地域住民の情報共有、相互支援及び意見交換を行う共有の場「武川コミュニティ・commons」として、運営体制を変更する。建物については、現在の複合先である甲斐駒センターせせらぎの方向性に準じ、第2期前期での改修を検討する。	複合化・多機能化に向けた検討		改修				

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																																																																																																
63	174ページ 6-1 施設分類別保全計画の策定にあたっての注意点	<p>「施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」を踏まえ、計画期間28年間（令和6（2024）年度～令和33（2051）年度）における、施設別の保全事業の工程表を施設分類別保全計画（保全ロードマップ）として示します。（省略）</p> <p>事業計画の検討にあたっては、「建築物の長寿命化の取組み方針」に示す使用年数や改修・更新等の周期に準拠すると、年度によって事業費に大きな差が発生することから、財政状況を考慮し、単年度あたりの財政負担の軽減を図るためには、事業費の平準化が必要となります。（省略）</p> <p>なお、第1期の計画期間内に転用等により当該機能が廃止される場合においても、該当する施設範囲（延床面積）の保全費用は従前の機能に応じて計上します。</p>	<p>第5章「施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」を踏まえ、計画期間28年間（令和6（2024）年度～令和33（2051）年度）における、施設別の保全事業の工程表及び費用を施設分類別保全計画（保全ロードマップ）として示します。（省略）</p> <p>事業計画の検討にあたっては、第4章「4-9公共施設の長寿命化に向けての取組方針」に示す使用年数や改修・更新等の周期に準拠すると、年度によって事業費に大きな差が発生することから、財政状況を考慮し、単年度あたりの財政負担の軽減を図るためには、事業費の平準化が必要となります。（省略）</p> <p>ただし、学校などの大規模な施設の改修等にあたっては、費用も多額となることから、年間予算上限額の範囲内で実施すると、他の多くの施設の対策を先送りする必要があります。このため、財源確保が可能な場合に限り、年間予算上限額を超えても対策を行うこととします。</p> <p>（省略）</p> <p>「なお、第1期の計画期間内に転用等により当該機能が廃止される場合においても、該当する施設範囲（延床面積）の保全費用は従前の機能に応じて計上します。」を削除</p>																																																																																																																	
64	175ページ 6-2 計画期間内の施設分類別保全計画（保全ロードマップ）	<p>計画期間中に事業費の発生が見込まれる施設を施設分類別保全計画（保全ロードマップ）として計画化します。</p> <p>※1） （省略）</p> <p>事後保全施設のうち、最適配置の方向性が明確化されていない施設及び方向性検討施設については、具体的な最適配置の方向性が決定するまでは、施設分類別保全計画（保全ロードマップ）に基づく計画的な改修等は実施せず、必要最低限の修繕等のみを実施するものとします。その後、施設の存続を含む具体的な方向性が決定した段階で、改めて予防施設及び事後保全施設のいずれかに分類し、保全計画（保全ロードマップ）の作成及びそれに基づく計画的な保全事業を実施していきます。</p>	<p>計画期間中（令和6（2024）年度～令和33（2051）年度）に事業費の発生が見込まれる施設を施設分類別保全計画（保全ロードマップ）として示します。</p> <p>※1） （省略）</p> <p>なお、方向性検討施設については、具体的な最適配置の方向性が決定するまでは、施設分類別保全計画（保全ロードマップ）に基づく計画的な改修等は実施せず、必要最低限の修繕等のみを実施するものとします。その後、施設の存続を含む具体的な方向性が決定した段階で、改めて予防保全施設又は事後保全施設のいずれかに分類し、保全計画（保全ロードマップ）の作成及びそれに基づく計画的な保全事業を実施していきます。</p>																																																																																																																	
65	176～189ページ 6-2 計画期間内の施設分類別保全計画（保全ロードマップ）		建築年度、改修履歴等の精査や最適配置ロードマップとの整合を図る中で、全体的に修正	保全ロードマップは全体を通じて修正を実施																																																																																																																
66	176ページ 6-2 計画期間内の施設分類別保全計画（保全ロードマップ）	<p>(2) 市民文化系施設 ①文化施設 ※須玉農村総合交流ターミナル（中央図書館）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">No.</th> <th rowspan="3">施設名</th> <th rowspan="3">棟名</th> <th rowspan="3">建築年度</th> <th rowspan="3">保全区分</th> <th colspan="6">上段：対策内容、下段：対策費用（千円）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">第1期 2024～2031</th> <th colspan="2">第2期 2032～2041</th> <th colspan="2">第3期 2042～2051</th> </tr> <tr> <th>前期</th> <th>後期</th> <th>前期</th> <th>後期</th> <th>前期</th> <th>後期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館）</td> <td>須玉農村総合交流ターミナル（中央図書館）</td> <td>2000</td> <td>予防保全施設</td> <td>改修 389,092</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>改修 389,092</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）</td> <td>高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）</td> <td>2002</td> <td>予防保全施設</td> <td>改修 176,477</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>更新 802,773</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>長坂コミュニティステーション</td> <td>長坂コミュニティステーション</td> <td>2004</td> <td>予防保全施設</td> <td>改修 267,435</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>改修 267,435</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	棟名	建築年度	保全区分	上段：対策内容、下段：対策費用（千円）						第1期 2024～2031		第2期 2032～2041		第3期 2042～2051		前期	後期	前期	後期	前期	後期	1	須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館）	須玉農村総合交流ターミナル（中央図書館）	2000	予防保全施設	改修 389,092				改修 389,092		2	高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）	高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）	2002	予防保全施設	改修 176,477				更新 802,773		3	長坂コミュニティステーション	長坂コミュニティステーション	2004	予防保全施設	改修 267,435				改修 267,435		<p>(2) 市民文化系施設 ①文化施設 ※須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">No.</th> <th rowspan="3">施設名</th> <th rowspan="3">棟名</th> <th rowspan="3">建築年度</th> <th rowspan="3">保全区分</th> <th colspan="6">上段：対策内容、下段：対策費用（千円）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">第1期 2024～2031</th> <th colspan="2">第2期 2032～2041</th> <th colspan="2">第3期 2042～2051</th> </tr> <tr> <th>前期</th> <th>後期</th> <th>前期</th> <th>後期</th> <th>前期</th> <th>後期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館）</td> <td>須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館）</td> <td>2000</td> <td>予防保全施設</td> <td>改修 389,092</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>改修 389,092</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）</td> <td>高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）</td> <td>2002</td> <td>予防保全施設</td> <td>改修 176,477</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>更新 802,773</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>長坂コミュニティステーション</td> <td>長坂コミュニティステーション</td> <td>2004</td> <td>予防保全施設</td> <td>改修 267,435</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>改修 267,435</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	棟名	建築年度	保全区分	上段：対策内容、下段：対策費用（千円）						第1期 2024～2031		第2期 2032～2041		第3期 2042～2051		前期	後期	前期	後期	前期	後期	1	須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館）	須玉農村総合交流ターミナル（ 須玉ふれあい館 ）	2000	予防保全施設	改修 389,092				改修 389,092		2	高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）	高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）	2002	予防保全施設	改修 176,477				更新 802,773		3	長坂コミュニティステーション	長坂コミュニティステーション	2004	予防保全施設	改修 267,435				改修 267,435		誤記修正
No.	施設名	棟名						建築年度	保全区分	上段：対策内容、下段：対策費用（千円）																																																																																																										
										第1期 2024～2031		第2期 2032～2041		第3期 2042～2051																																																																																																						
			前期	後期	前期	後期	前期			後期																																																																																																										
1	須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館）	須玉農村総合交流ターミナル（中央図書館）	2000	予防保全施設	改修 389,092				改修 389,092																																																																																																											
2	高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）	高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）	2002	予防保全施設	改修 176,477				更新 802,773																																																																																																											
3	長坂コミュニティステーション	長坂コミュニティステーション	2004	予防保全施設	改修 267,435				改修 267,435																																																																																																											
No.	施設名	棟名	建築年度	保全区分	上段：対策内容、下段：対策費用（千円）																																																																																																															
					第1期 2024～2031		第2期 2032～2041		第3期 2042～2051																																																																																																											
					前期	後期	前期	後期	前期	後期																																																																																																										
1	須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館）	須玉農村総合交流ターミナル（ 須玉ふれあい館 ）	2000	予防保全施設	改修 389,092				改修 389,092																																																																																																											
2	高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）	高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール）	2002	予防保全施設	改修 176,477				更新 802,773																																																																																																											
3	長坂コミュニティステーション	長坂コミュニティステーション	2004	予防保全施設	改修 267,435				改修 267,435																																																																																																											

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯
67	190ページ 7-1 施設総量の縮減量	<p>「第5章 施設分類別最適配置計画（最適ロードマップ）」を踏まえて、施設配置の最適化を推進した場合、第3期満了時（令和33（2051））年度の延床面積は、新設予定の延床面積946.19㎡を含めると245,740.43㎡となり、現有の延床面積409,623.61㎡に対し縮減面積163,883.18㎡、縮減率40.0%が見込まれます。</p> <p>よって、本計画に基づき、公共施設の最適配置を推進することで、上位計画である総合管理計画において定める縮減目標「計画期間の満了する令和33（2051）年度までに、公共施設の保有量（延床面積）を40%程度縮減する」を達成することが可能であることが見込まれます。</p> <p>図7-1 最適配置の推進による施設総量の縮減効果</p> <p>※ 第3期満了時の延床面積には、新設予定分(946.19㎡)が含まれています。</p>	<p>「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に基づき、施設配置の最適化を推進した場合、第3期満了時（令和33（2051））年度の延床面積は、新設予定の延床面積196.19㎡を含めると244,950.83㎡となり、現有の延床面積409,623.61㎡に対し、縮減面積164,672.78㎡、縮減率40.2%が見込まれます。</p> <p>このため、本計画の縮減目標である「計画期間内に公共施設の保有量（延床面積）を40%程度縮減する」を達成することが可能となります。</p> <p>図7-1 最適配置の推進による施設総量の縮減効果</p> <p>※ 第3期満了時の延床面積には、新設予定分(196.19㎡)が含まれています。</p>	<p>「北杜市こどもランド」の建設が未定であるため、延床面積、縮減面積及び縮減率を修正。</p>
68	191ページ 7-1 施設総量の縮減量	<p>しかし、ここで示す総量の縮減量は、「第5章 施設分類別最適配置計画（最適ロードマップ）」に基づき公共施設の最適配置を計画的に推進した場合に想定される数値であり、今後の計画の進捗状況によっては、縮減目標の達成に至らないような事態も生じかねません。そのため、本計画の策定後は、最適配置に係る各事業等の進捗状況を注視するとともに、それに伴う施設総量の推移についても常に把握・検証を行っていくことが求められます。</p>	<p>しかし、ここで示す施設総量の縮減量は、「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に基づき、公共施設の最適配置を計画的に推進した場合に想定される数値であり、今後の進捗状況によっては、縮減目標の達成に至らないような事態を招くおそれがあります。そのため、本計画の策定後は、最適配置に係る各事業等の進捗状況及び施設総量の推移について、常に把握・検証を行っていくことが求められます。</p>	
69	191ページ 7-2 将来更新費用の算定	<p>「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」、「第6章 施設分類別保全計画（保全ロードマップ）」に基づき、今後28年間（令和6（2024））年度～令和33（2051））年度における公共施設の更新、新設、改修、除却に係る費用の試算を実施した場合（対策後費用）と、すべての公共施設を現有規模かつ定められる周期通りに改修・更新した場合（従来型費用）に要する費用を試算し、それぞれの結果を比較することで、本計画の費用面における削減効果の検証を行います。</p>	<p>「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」及び「第6章 施設分類別保全計画（保全ロードマップ）」に基づき、今後28年間（令和6（2024））年度～令和33（2051））年度における公共施設の更新、新築、改修、除却を実施した場合に要する費用（対策後費用）の試算と、全ての公共施設を現有規模かつ定められる周期どおりに改修・更新した場合に要する費用（従来型費用）を試算し、それぞれの結果を比較することで、本計画の費用面における削減効果の検証を行います。</p>	
70	191ページ 7-2 将来更新費用の算定 (1) 試算条件	<p>○延床面積が200㎡以下の建築物（倉庫やトイレ、車庫等の付属建物）については、費用試算の対象外とします。</p> <p>○「従来型費用」については、「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に定められる将来の方向性に関わらず、全ての公共施設を予防保全型施設に分類し、今後も維持し続ける場合における費用を算出します。</p> <p>○「対策後費用」については、「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に定める最適配置の方向性を反映し、前述のとおり、施設総量全体で40%の縮減を図った場合の費用を算出します（施設分類を構成する全ての施設が「方向性検討施設」に分類され、個別施設の維持・廃止に係る方向性が明確化されていない場合は、「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に示す施設分類別の延床面積縮減量を踏まえた上で、改修・更新等に係る費用を算出します）。</p> <p>（省略）</p> <p>○改修等の周期は、●頁「（2）施設保全の方針」に基づき、以下のとおりとします。</p>	<p>・「従来型費用」は、「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に定める将来の方向性に関わらず、全ての公共施設を今後も維持し続ける場合の費用を算出します。</p> <p>・「対策後費用」は、「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に定める最適配置の方向性を反映し、施設総量全体で縮減を図った場合の費用を算出します。（施設分類を構成する全ての施設が「方向性検討施設」に分類され、個別施設の維持・廃止に係る方向性が明確化されていない場合は、「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に示す施設分類別の延床面積縮減量を踏まえた上で、改修・更新等に係る費用を算出します）。</p> <p>（省略）</p> <p>・改修等の周期は、第4章「4-9 公共施設の長寿命化に向けての取組方針（2）施設保全の方針」に基づき、以下のとおりとします。</p>	

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																																																														
71	192ページ 7-2 将来更新費用の算定 (1) 試算条件 表7-1 改修等の周期(学校施設を除く)	<p>表7-1 改修等の周期(学校施設を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>保全区分</th> <th>目標使用年数</th> <th>20年目</th> <th>40年目</th> <th>60年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造) 鉄筋コンクリート造(RC造)</td> <td>予防保全施設</td> <td>60</td> <td>定期修繕・改修</td> <td>定期修繕・改修(※1)</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td>事後保全施設</td> <td>50</td> <td colspan="2">日常修繕</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造(S造)</td> <td>予防保全施設</td> <td>60</td> <td>定期修繕・改修</td> <td>定期修繕・改修(※1)</td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td>事後保全施設</td> <td>38</td> <td colspan="2">日常修繕</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木造(W造) その他</td> <td>予防保全施設</td> <td>40</td> <td>定期修繕・改修</td> <td>更新</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事後保全施設</td> <td>24</td> <td>日常修繕</td> <td colspan="2">※2</td> </tr> </tbody> </table>	構造	保全区分	目標使用年数	20年目	40年目	60年目	鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造) 鉄筋コンクリート造(RC造)	予防保全施設	60	定期修繕・改修	定期修繕・改修(※1)	更新	事後保全施設	50	日常修繕		※2	鉄骨造(S造)	予防保全施設	60	定期修繕・改修	定期修繕・改修(※1)	更新	事後保全施設	38	日常修繕		※2	木造(W造) その他	予防保全施設	40	定期修繕・改修	更新		事後保全施設	24	日常修繕	※2		<p>表7-1「改修等の周期(学校施設を除く)」を修正</p> <p>表7-1 改修等の周期(学校施設を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>保全区分</th> <th>目標使用年数</th> <th>20年目</th> <th>40年目</th> <th>60年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造) 鉄筋コンクリート造(RC造)</td> <td>予防保全施設</td> <td>60年 学校施設 80年 市営住宅 70年</td> <td>定期修繕・改修</td> <td>定期修繕・改修(※1)</td> <td>建替</td> </tr> <tr> <td>事後保全施設</td> <td>50年</td> <td colspan="2">日常修繕</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造(S造)</td> <td>予防保全施設</td> <td>60年 学校施設 80年 市営住宅 45年</td> <td>定期修繕・改修</td> <td>定期修繕・改修(※1)</td> <td>建替</td> </tr> <tr> <td>事後保全施設</td> <td>38年</td> <td colspan="2">日常修繕</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">木造(W造) その他</td> <td>予防保全施設</td> <td>40年 市営住宅【木造】30年 【コンクリートブロック造】 平屋建 30年、2階建 45年</td> <td>定期修繕・改修</td> <td>更新</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事後保全施設</td> <td>24年</td> <td>日常修繕</td> <td colspan="2">※2</td> </tr> </tbody> </table>	構造	保全区分	目標使用年数	20年目	40年目	60年目	鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造) 鉄筋コンクリート造(RC造)	予防保全施設	60年 学校施設 80年 市営住宅 70年	定期修繕・改修	定期修繕・改修(※1)	建替	事後保全施設	50年	日常修繕		※2	鉄骨造(S造)	予防保全施設	60年 学校施設 80年 市営住宅 45年	定期修繕・改修	定期修繕・改修(※1)	建替	事後保全施設	38年	日常修繕		※2	木造(W造) その他	予防保全施設	40年 市営住宅【木造】30年 【コンクリートブロック造】 平屋建 30年、2階建 45年	定期修繕・改修	更新		事後保全施設	24年	日常修繕	※2		
構造	保全区分	目標使用年数	20年目	40年目	60年目																																																																													
鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造) 鉄筋コンクリート造(RC造)	予防保全施設	60	定期修繕・改修	定期修繕・改修(※1)	更新																																																																													
	事後保全施設	50	日常修繕		※2																																																																													
鉄骨造(S造)	予防保全施設	60	定期修繕・改修	定期修繕・改修(※1)	更新																																																																													
	事後保全施設	38	日常修繕		※2																																																																													
木造(W造) その他	予防保全施設	40	定期修繕・改修	更新																																																																														
	事後保全施設	24	日常修繕	※2																																																																														
構造	保全区分	目標使用年数	20年目	40年目	60年目																																																																													
鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造) 鉄筋コンクリート造(RC造)	予防保全施設	60年 学校施設 80年 市営住宅 70年	定期修繕・改修	定期修繕・改修(※1)	建替																																																																													
	事後保全施設	50年	日常修繕		※2																																																																													
鉄骨造(S造)	予防保全施設	60年 学校施設 80年 市営住宅 45年	定期修繕・改修	定期修繕・改修(※1)	建替																																																																													
	事後保全施設	38年	日常修繕		※2																																																																													
木造(W造) その他	予防保全施設	40年 市営住宅【木造】30年 【コンクリートブロック造】 平屋建 30年、2階建 45年	定期修繕・改修	更新																																																																														
	事後保全施設	24年	日常修繕	※2																																																																														
72	192ページ 7-2 将来更新費用の算定 (1) 試算条件	<p>○ 試算単価は、以下のとおり設定します。</p> <p>① 公共施設(学校施設を除く)</p> <p>「平成31年版 建築物のライフサイクルコスト(一般財団法人建築保全センター)」を参考に、モデル建物別に更新、除却、新設や予防保全部位の修繕・更新の単価を設定します。</p> <p>なお、「平成31年版 建築物のライフサイクルコスト(一般財団法人建築保全センター)」に示される修繕・更新単価には、建設資材価格の高騰をはじめとする、近年の建設工事費を取り巻く状況の変化が反映されていないことから、本試算では、同書籍に示される単価に「建設工事デフレーター」(国土交通省)を乗じることで、これらの変化に対応するものとします。</p>	<p>○<input checked="" type="checkbox"/> 算単価は、以下のとおり設定します。</p> <p>①<input checked="" type="checkbox"/> 公共施設(学校施設を除く)</p> <p>「平成31年版 建築物のライフサイクルコスト(一般財団法人建築保全センター)」(以下、「<u>ライフサイクルコスト</u>という。»)を参考に、モデル建物別に建替、解体、新設や予防保全部位の修繕・更新の単価を設定します。</p> <p>なお、<u>ライフサイクルコスト</u>に示される修繕・更新単価には、建設資材価格の高騰をはじめとする、近年の建設工事費を取り巻く状況の変化が反映されていないことから、本試算では、<u>ライフサイクルコスト</u>に示される単価に「建設工事費デフレーター」(国土交通省)を乗じることで、これらの変化に対応するものとします。</p>																																																																															
73	193ページ 7-2 将来更新費用の算定 (1) 試算条件 表7-3 小学校・中学校の試算単価		<p>表7-3「<u>小学校・中学校の試算単価(単位：千円/㎡)</u>」を追加</p> <p>表7-3 小学校・中学校の試算単価(単位：千円/㎡)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">小学校(校舎・屋内運動場)の試算単価</th> <th colspan="3">中学校(校舎・屋内運動場)の試算単価</th> </tr> <tr> <th colspan="3">小学校</th> <th colspan="3">中学校</th> </tr> <tr> <th>校舎</th> <th>改築</th> <th>改修</th> <th>校舎</th> <th>改築</th> <th>改修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">校舎</td> <td>改築</td> <td>399</td> <td rowspan="5">校舎</td> <td>改築</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>大規模改修 1</td> <td>85</td> <td>大規模改修</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>大規模改修 2</td> <td>109</td> <td>長寿命化</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>大規模改修 3</td> <td>85</td> <td rowspan="3">屋内運動場</td> <td rowspan="3">改築</td> <td rowspan="3">改修</td> </tr> <tr> <td>長寿命化</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>436</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">屋内運動場</td> <td>改築</td> <td>436</td> <td rowspan="5">屋内運動場</td> <td>大規模改修</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>大規模改修 1</td> <td>73</td> <td>長寿命化</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>大規模改修 2</td> <td>97</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模改修 3</td> <td>73</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長寿命化</td> <td>109</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	小学校(校舎・屋内運動場)の試算単価			中学校(校舎・屋内運動場)の試算単価			小学校			中学校			校舎	改築	改修	校舎	改築	改修	校舎	改築	399	校舎	改築	399	大規模改修 1	85	大規模改修	100	大規模改修 2	109	長寿命化	240	大規模改修 3	85	屋内運動場	改築	改修	長寿命化	290	改築	436	屋内運動場	改築	436	屋内運動場	大規模改修	109	大規模改修 1	73	長寿命化	261	大規模改修 2	97			大規模改修 3	73			長寿命化	109																		
小学校(校舎・屋内運動場)の試算単価			中学校(校舎・屋内運動場)の試算単価																																																																															
小学校			中学校																																																																															
校舎	改築	改修	校舎	改築	改修																																																																													
校舎	改築	399	校舎	改築	399																																																																													
	大規模改修 1	85		大規模改修	100																																																																													
	大規模改修 2	109		長寿命化	240																																																																													
	大規模改修 3	85		屋内運動場	改築	改修																																																																												
	長寿命化	290																																																																																
改築	436																																																																																	
屋内運動場	改築	436	屋内運動場	大規模改修	109																																																																													
	大規模改修 1	73		長寿命化	261																																																																													
	大規模改修 2	97																																																																																
	大規模改修 3	73																																																																																
	長寿命化	109																																																																																

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																																						
74	193～194ページ 7-2 将来更新費用の算定 (2) 試算結果	<p>現在保有する全ての公共施設について、本計画に基づく配置の最適化と建築物の長寿命化を実施した場合、今後28年間において必要となる将来更新費用（対策後費用）の総額は約695.5億円（約24.8億円/年）と試算されます。一方、現在保有するすべての公共施設を現有規模で更新し、今後も維持し続けた場合の将来費用（従来型費用）の総額は、約1,131.2億円（約40.4億円/年）と試算されることから、本計画の「施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に基づき、公共施設の総量削減及び既存の建築物を長期に使用することにより、総額約435.6億円（約15.6億円/年）、削減率約38.6%の削減効果が見込まれることとなります。</p> <p>（省略）</p> <p>、将来更新費用が年間予算の見込み額を約78.7億円（約2.8億円/年）程度上回る結果となっています。なお、ここでいう公共施設の整備等に充当可能とされる年間予算の見込額（22億円/年）とは、</p> <p>（省略）</p> <p>、対策費用の試算結果がこの年間見込額を約2.8億円上回る結果となっていますが、その理由は第一に、本計画の策定にあたり「試算条件をより本市の改修等の実態に即した方法に見直しを行ったこと」、第二に、新たに「公共施設の劣化状況を踏まえた試算を行っていること」、第三に、建設資材価格の高騰等をはじめとする「近年の建設工事費を取り巻く状況の変化に対応していること」などが挙げられます。しかし、本市の財政状況を踏まえると、総合管理計画において設定した年間約22億円以上の年間予算を恒常的に確保し続けることは困難であることが想定されると同時に、今回得られた対策後費用については、将来更新費用の平準化がなされておらず、年度によって必要となる費用にばらつきが生じています。加えて、ここで示す対策後費用とは、現在保有する施設総量の40.0%を削減しつつ、予防保全施設については建築物の長寿命化を図った場合に見込まれる将来更新費用を意味しますが、「第5章 施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」において確認したとおり、一部の施設分類については分類全体における最適配置後の施設箇所数や縮減面積の目安は定まっているものの、</p> <p>（省略）</p> <p>、今後の検討の進捗によっては、ここに示す将来更新費用と齟齬が生じるような事態も想定されます。そこで本計画では、公共施設の整備等に充てることのできる年間予算の上限を22億円と定め、同時に公共施設間の対策の優先順位の考え方を踏まえたうえで、計画期間内の実施を見込む保全事業とその実施時期、及び費用を第6章「施設分類別保全計画（保全ロードマップ）」の形で計画化するものとしました。</p>	<p>現在、保有する全ての公共施設について、本計画に基づく施設配置の最適化と建築物の長寿命化を実施した場合、今後28年間において必要となる将来更新費用（対策後費用）の総額は約829.6億円（約29.6億円/年）と試算されます。一方、現在、保有する全ての公共施設を現有規模で更新し、今後も維持し続けた場合の将来費用（従来型費用）の総額は、約1,198.6億円（約42.8億円/年）と試算されることから、本計画の第5章「施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」に基づき、公共施設の総量削減及び既存の建築物を長期に渡り使用することにより、総額約369億円（約13.2億円/年）、削減率約30.8%の削減効果が見込まれることとなります。</p> <p>（省略）</p> <p>、将来更新費用が年間予算の見込み額を約213.6億円（約7.6億円/年）程度上回る結果となっています。なお、公共施設の整備等に充当可能とされる年間予算の見込額（22億円/年）とは、</p> <p>（省略）</p> <p>対策費用の試算結果がこの年間見込額を約7.6億円上回る結果となっています。その理由は第一に、本計画の策定にあたり「試算条件の単価の見直しを行ったこと」、第二に、新たに「公共施設の劣化状況を踏まえた試算を行っていること」、第三に、建設資材価格の高騰等をはじめとする「近年の建設工事費を取り巻く状況の変化に対応していること」などが挙げられます。しかし、本市の財政状況を踏まえると、公共施設の整備等に充当可能とされる年間予算額である約22億円を超過する費用の恒常的な支出は困難であることが想定されるとともに、今回試算を行った対策後費用については、将来更新費用の平準化がなされておらず、年度によって必要となる費用にばらつきが生じています。また、施設分類によっては、第5章「施設分類別最適配置計画（最適配置ロードマップ）」において、施設分類全体における最適配置後の施設箇所数や縮減面積の目安は定まっているものの、</p> <p>（省略）</p> <p>今後の検討の進捗状況によっては、今回示す将来更新費用と齟齬が生じるような事態も想定されます。そこで、本計画では、公共施設の整備等に費やすことのできる年間予算の上限額を22億円と定め、同時に公共施設間の対策の優先順位の考え方を踏まえた上で、計画期間内の実施を見込む保全事業と実施時期、及び費用を第6章「施設分類別保全計画（保全ロードマップ）」に記載しています。</p>	<p>将来更新費用の修正理由については、建設年度からの周期に応じて実施すべき対策の算定に誤りがあったこと、小中学校施設について、所管課作成の個別施設計画の単価を準用しているが、この単価にデフレーターを反映していなかったため。</p>																																																						
75	194ページ 7-2 将来更新費用の算定 (2) 試算結果 表7-4 削減効果	<p style="text-align: center;">表7-3 削減効果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">計画期間</th> <th colspan="4">建築物の将来更新費用</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th colspan="2">②-①</th> </tr> <tr> <th>従来型LCC</th> <th>対策後費用LCC</th> <th>削減額</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6(2024)年度～令和33(2051)年度</td> <td style="text-align: center;">約1,131.2億円</td> <td style="text-align: center;">約695.5億円</td> <td style="text-align: center;">▲約435.7億円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">約38.6%</td> </tr> <tr> <td>上記1年度あたり</td> <td style="text-align: center;">約40.4億円</td> <td style="text-align: center;">約24.8億円</td> <td style="text-align: center;">▲約15.6億円</td> </tr> <tr> <td>公共施設の整備等に充当可能とされる年間予算の見込額</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">約616.0億円(22.0億円/年)</td> </tr> </tbody> </table>	計画期間	建築物の将来更新費用				①	②	②-①		従来型LCC	対策後費用LCC	削減額	削減率	令和6(2024)年度～令和33(2051)年度	約1,131.2億円	約695.5億円	▲約435.7億円	約38.6%	上記1年度あたり	約40.4億円	約24.8億円	▲約15.6億円	公共施設の整備等に充当可能とされる年間予算の見込額	約616.0億円(22.0億円/年)				<p>表7-4「削減効果」を修正</p> <p style="text-align: center;">表7-4 削減効果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">計画期間</th> <th colspan="4">建築物の将来更新費用</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th colspan="2">②-①</th> </tr> <tr> <th>従来型費用</th> <th>対策後費用</th> <th>削減額</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6(2024)年度～令和33(2051)年度</td> <td style="text-align: center;">約1,198.6億円</td> <td style="text-align: center;">約829.6億円</td> <td style="text-align: center;">▲約369.0億円</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">約30.8%</td> </tr> <tr> <td>上記1年度あたり</td> <td style="text-align: center;">約42.8億円</td> <td style="text-align: center;">約29.6億円</td> <td style="text-align: center;">▲約13.2億円</td> </tr> <tr> <td>公共施設の整備等に充当可能とされる年間予算の見込額</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">約616.0億円(22.0億円/年)</td> </tr> </tbody> </table>	計画期間	建築物の将来更新費用				①	②	②-①		従来型費用	対策後費用	削減額	削減率	令和6(2024)年度～令和33(2051)年度	約1,198.6億円	約829.6億円	▲約369.0億円	約30.8%	上記1年度あたり	約42.8億円	約29.6億円	▲約13.2億円	公共施設の整備等に充当可能とされる年間予算の見込額	約616.0億円(22.0億円/年)				<p>保全ロードマップの変更に伴い、修正。</p>
計画期間	建築物の将来更新費用																																																									
	①	②		②-①																																																						
	従来型LCC	対策後費用LCC	削減額	削減率																																																						
令和6(2024)年度～令和33(2051)年度	約1,131.2億円	約695.5億円	▲約435.7億円	約38.6%																																																						
上記1年度あたり	約40.4億円	約24.8億円	▲約15.6億円																																																							
公共施設の整備等に充当可能とされる年間予算の見込額	約616.0億円(22.0億円/年)																																																									
計画期間	建築物の将来更新費用																																																									
	①	②	②-①																																																							
	従来型費用	対策後費用	削減額	削減率																																																						
令和6(2024)年度～令和33(2051)年度	約1,198.6億円	約829.6億円	▲約369.0億円	約30.8%																																																						
上記1年度あたり	約42.8億円	約29.6億円	▲約13.2億円																																																							
公共施設の整備等に充当可能とされる年間予算の見込額	約616.0億円(22.0億円/年)																																																									
76	195ページ 7-2 将来更新費用の算定 (2) 試算結果 図7-2 計画期間における従来型費用の試算結果 図7-3 計画期間における対策後費用の試算結果	<p style="text-align: center;">図7-2 計画期間における従来型費用の試算結果</p>	<p>図7-2「計画期間における従来型費用の試算結果」及び図7-3「計画期間における対策後費用の試算結果」を修正</p> <p style="text-align: center;">図7-2 計画期間における従来型費用の試算結果</p>	<p>保全ロードマップの変更に伴い、修正。</p>																																																						

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯
	<p>195ページ</p> <p>7-2 将来更新費用の算定 (2) 試算結果</p> <p>図7-2 計画期間における従来型費用の試算結果</p> <p>図7-3 計画期間における対策後費用の試算結果</p>	<p>図7-3 計画期間における対策後費用の試算結果</p>	<p>図7-3 計画期間における対策後費用の試算結果</p>	
77	<p>196ページ</p> <p>7-2 将来更新費用の算定 (3) 今後の課題</p>	<p>第6章「施設分類別保全計画（保全ロードマップ）」では、ほぼ全ての年度において予定される事業が年間予算22億円の範囲内で実施することが可能であるとの見通しが立っていますが、これは、保全計画の対象施設を、現時点にて明確な最適配置の方向性が示され、改修等の保全事業を実施する時期が明らかとなっている「予防保全施設」と「事後保全施設」に限定していることが理由として挙げられます。</p> <p>しかし実際には、現時点で明確な施設の方向性が示されていない「方向性検討施設」が多数存在することから、今後、これら施設の具体的な検討が進み、とるべき対策が決定することで、それに必要な将来更新費用が年間予算22億円を超過するような年度が生じることも見込まれます。この点を踏まえ、本計画の策定後は、方向性検討施設の具体的な検討に早期に着手し、施設の維持及び廃止を含む方向性とそれに伴う費用を明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直しを検討します。その結果、予算内での事業実施が困難と判断される年度が生じる場合には、既に保全事業の実施が計画されている予防保全施設及び事後保全施設についても、最適配置計画（最適配置ロードマップ）に定められる対策時期に加えて、各年度における事業量の大小を見極めながら、市の財政状況を考慮しつつ、事業費のばらつきが生じないよう各年度へ事業量を再配分（事業実施時期の見直し）することで、計画期間全体における費用の平準化を図り、計画全体の円滑な推進に努めていくことが求められます。</p>	<p>第6章「施設分類別保全計画（保全ロードマップ）」の対象施設は、改修等の保全事業を実施する時期が明らかとなっている「予防保全施設」と「事後保全施設」に限定していますが、第1期前期と第3期前期において年間予算額を上回っています。これは、第1期前期に優先順位の高い施設が集中していること、また、第3期前期で更新等が必要な学校などの大規模な施設が集中していることなどが理由として挙げられます。なお、保全計画に示される事業費については、第6章「施設分類別保全計画（保全ロードマップ）6-1施設分類別保全計画の策定にあたっての注意点における、学校などの大規模な施設の改修等にあたっては、財源確保が可能な場合に限り、年間予算上限額を超えても対策を行うこととします。」に基づき、現時点では各期別間の平準化を図る費用調整は行わないこととします。</p> <p>また、今後、現時点で多数存在する明確な施設の方向性が示されていない「方向性検討施設」の具体的な検討が進み、個別施設の方向性が決定することにより、第1期前期、第3期前期以外にも将来更新費用が年間予算22億円を超過するような年度が生じることも見込まれます。この点を踏まえ、本計画の策定後、方向性検討施設の具体的な検討に早期に着手し、施設の維持及び廃止を含む方向性と、それに伴う費用が明らかになった段階で、予算内での事業実施が困難と判断される年度が生じる場合には、対策の優先順位に基づき事業を実施するとともに、事業費のばらつきが生じないよう各年度に事業量を再配分（事業実施時期の見直し）し、計画期間全体における費用の平準化を図り、計画の円滑な推進に努めていくことが求められます。</p>	<p>保全ロードマップの変更に伴い、修正。</p>
78	<p>196ページ</p> <p>7-2 将来更新費用の算定 (3) 今後の課題</p>	<p>図7-4 保全計画に示される事業費合計額及び年間予算の比較</p>	<p>図7-4「保全計画に示される事業費合計額及び年間予算の比較」を修正</p>	<p>保全ロードマップの変更に伴い、修正。</p>
79	<p>197ページ</p> <p>8-1 PDCAサイクルの実施</p>	<p>本計画を着実に推進するために、次の図に示すPDCAサイクルを基本として「8-2 計画の推進体制」の下で進行管理を行います。</p>	<p>本計画を着実かつ効率的に推進するために、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。特に、ロードマップ（最適配置計画及び保全計画）の見直しについては、建築物の劣化の進行具合や修繕・更新等の実施状況、施設の利用需要の変化、財政状況等を評価した上で、定期的を実施します。</p>	
80	<p>198ページ</p> <p>8-2 計画の推進体制</p>	<p>PDCAサイクルに基づく進行管理を推進するための体制は、次の図に示すとおりです。</p>	<p>本計画は、施設所管課、財政課、推進事務局（政策推進課）が相互に連携を図る中で全庁的に推進していきます。また、個別の建築物における対策と本計画の整合性を確保するとともに、全庁横断的な事業計画の検討の円滑化を図るため、「北杜市公共施設等総合管理計画推進本部」において、推進体制を強化します。なお、本計画は、新・行政改革大綱に基づく公共施設保有量の最適化を図ることを目的に策定していることを鑑み、「北杜市行政改革推進委員会」において、計画の進捗状況及び今後の方針等について審議していきます。</p>	

NO	項、箇所	旧	新	修正経緯																																																																																																																																				
81	199ページ 8-2 計画の推進体制	<p>施設所管課は、施設の点検・診断を本市独自の自主点検マニュアルである「劣化状況調査マニュアル（現地調査編・劣化度評価編）」を活用し、日常的・定期的に点検を実施して劣化状況を把握し、必要に応じて事後保全対策を行います。また、ロードマップに基づき、地域住民等の意見を踏まえる中で、最適配置の推進を図っていきます。施設の改修等については、保全ロードマップに基づき、財政課と予算協議を行い改修等の工事を実施します。方向性検討施設については、最適配置の検討を進め、本計画の推進事務局と調整を図ります。本計画の推進事務局は、施設所管課に対し、毎年度ロードマップの進捗に関するヒアリングを行います。また、施設全体を把握した上で予算要求に関する調整を行うとともに、財政課と予算配分の調整を図ります。</p> <p>以上の結果を踏まえる中で、期末にロードマップの進捗状況を検証し、次期ロードマップの内容を見直し、北杜市公共施設等総合管理計画推進本部及び北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会に諮った上で、本計画を改訂します。</p>	<p>施設所管課は、本市独自の自主点検マニュアルである「劣化状況調査マニュアル（現地調査編・劣化度評価編）」を用いて、施設の点検・診断を日常的・定期的実施して劣化状況を把握し、必要に応じて修繕等の対策を行うとともに、施設の改修等の実施にあたっては、保全ロードマップの進捗状況と毎年度の予算額を精査する中で、関連する部位の工事を併せて実施するなど合理的な工事手法を検討し、財政課と予算協議を行い計画的に実施します。</p> <p>また、最適配置ロードマップに基づき、市民、関係者等の意見を踏まえる中で、全庁横断的に施設の集約化や複合化などを図り、効率的な最適配置を推進していきます。</p> <p>なお、方向性検討施設については、できる限り早期に施設所管課において施設分類ごとの最適配置方針に基づき個別施設の方向性の検討を進めます。</p> <p>推進事務局は、本計画との整合性を確保するため、毎年度、施設所管課にロードマップの進捗状況等の確認を行い、個別施設全体の状況を把握した上で、財政課と予算配分の調整を図ります。</p> <p>個別施設ごとの最適配置ロードマップ及び保全ロードマップは、毎年度の進捗状況に応じて、北杜市公共施設等総合管理計画推進本部及び北杜市行政改革推進委員会において検討を行う中で随時見直すこととします。</p> <p>本計画の改訂にあたっては、社会情勢の変化に伴う施設の利用需要や財政状況など、一定の期間が経過しないと判断することができない項目があることを鑑み、各期末（第1期末2031年度、第2期末2041年度）に進捗状況の検証及び次期の内容を見直し、北杜市公共施設等総合管理計画推進本部、北杜市行政改革推進委員会、及び北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会に諮った上で、改訂することとします。</p>																																																																																																																																					
82	200～238ページ 資料編		「資料編」を追記	10/27第2回委員会意見「保有総量の計算、最適配置の方向性についての評価の結論は、今後お示しくださるとのことだが、整理した結果はいつ公表される見込みなのか」「全ての人の向けてわかりやすくなるような対策は考えているか。」への対応																																																																																																																																				
83	232ページ 資料5. 施設特性による利用圏域を踏まえた公共施設の配置バランスの検討結果	<p>適正化後の配置数 6箇所（所要時間19分）</p> <p>③ 子育て支援センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">中分類</th> <th rowspan="2">施設数</th> <th colspan="18">除却施設数（“無し”は現状の施設配置での所要時間）</th> </tr> <tr> <th>無し</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td>5</td> <td>19.0</td><td>20.9</td><td>24.1</td><td>29.7</td><td>39.6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在の配置数</th> <th>▷</th> <th>適正化後の配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇所 (所要時間 19分)</td> <td>▷</td> <td>6箇所 (所要時間 19分)</td> </tr> </tbody> </table>	中分類	施設数	除却施設数（“無し”は現状の施設配置での所要時間）																		無し	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	子育て支援センター	5	19.0	20.9	24.1	29.7	39.6															現在の配置数	▷	適正化後の配置数	6箇所 (所要時間 19分)	▷	6箇所 (所要時間 19分)	<p>適正化後の配置数 3箇所（所要時間24.1分）</p> <p>③ 子育て支援センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">中分類</th> <th rowspan="2">施設数</th> <th colspan="18">除却施設数（“無し”は現状の施設配置での所要時間）</th> </tr> <tr> <th>無し</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td>5</td> <td>19.0</td><td>20.9</td><td>24.1</td><td>29.7</td><td>39.6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現在の配置数</th> <th>▷</th> <th>適正化後の配置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6箇所 (所要時間 19分)</td> <td>▷</td> <td>3箇所 (所要時間 24.1分)</td> </tr> </tbody> </table>	中分類	施設数	除却施設数（“無し”は現状の施設配置での所要時間）																		無し	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	子育て支援センター	5	19.0	20.9	24.1	29.7	39.6															現在の配置数	▷	適正化後の配置数	6箇所 (所要時間 19分)	▷	3箇所 (所要時間 24.1分)	誤記修正
中分類	施設数	除却施設数（“無し”は現状の施設配置での所要時間）																																																																																																																																						
		無し	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																				
子育て支援センター	5	19.0	20.9	24.1	29.7	39.6																																																																																																																																		
現在の配置数	▷	適正化後の配置数																																																																																																																																						
6箇所 (所要時間 19分)	▷	6箇所 (所要時間 19分)																																																																																																																																						
中分類	施設数	除却施設数（“無し”は現状の施設配置での所要時間）																																																																																																																																						
		無し	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18																																																																																																																				
子育て支援センター	5	19.0	20.9	24.1	29.7	39.6																																																																																																																																		
現在の配置数	▷	適正化後の配置数																																																																																																																																						
6箇所 (所要時間 19分)	▷	3箇所 (所要時間 24.1分)																																																																																																																																						